

# とみさと の 環 境

令和 7 年版（令和 6 年度分）  
環境基本計画年次報告書



(ミゾソバ)

環境目標

豊かな自然に抱かれた安心して暮らせるまち 富里

令和7年版（令和6年度分）とみさとの環境  
（環境基本計画年次報告書）

## 目次

富里市行政アドバイザーからのコメント紹介	1
第1章 富里市の現状	3
1. 富里市の概況	3
2. 生活環境	6
3. 循環型社会	15
4. 地球環境	18
5. 環境保全行動	18
第2章 富里市環境基本計画の概要	19
1. 環境基本計画とは	19
2. 計画期間	19
3. 計画の策定の背景と役割	19
4. 環境基本計画の進行管理	19
5. 計画の体系（令和4年策定）	20
第3章 個別目標の進捗状況	21
環境目標1 源流や緑を大切に自然豊かなまち	21
個別目標1-（1）緑地・水辺環境の保全	21
個別目標1-（2）谷津や農村環境の保全	22
個別目標1-（3）動植物の保全と外来種対策の推進	24
環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち	27
個別目標2-（1）市街地の緑化の推進	27
個別目標2-（2）河川や地下水の水質改善	28
個別目標2-（3）安定した水循環・土壌環境の確保	30
個別目標2-（4）大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進	32
個別目標2-（5）景観・歴史・文化的遺産の保全	34
環境目標3 資源を大切に作るまち	35
個別目標3-（1）ごみの減量化の推進	35
個別目標3-（2）資源循環の推進	36
個別目標3-（3）不法投棄の防止	37
環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち	38
個別目標4-（1）地球温暖化防止対策の推進（緩和策）	38
個別目標4-（2）気候変動への対応の推進（適応策）	42
環境目標5 みんなで取り組むまち	44
個別目標5-（1）市民・事業者の環境保全活動支援	44

個別目標 5-（2）環境教育・環境学習の推進 .....	45
個別目標 5-（3）協働による環境活動の推進 .....	46
個別目標 5-（4）環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進 .....	47
個別目標 5-（5）子どもたちの目線.....	48
参考資料（用語解説） .....	49

この「とみさとの環境 令和7年版（令和6年度分）環境基本計画年次報告書」は、令和6年度の富里市の環境の現状と令和4年3月に策定した環境基本計画に掲げた環境施策目標の進捗状況を取りまとめたものです。

## 富里市行政アドバイザーからのコメント

様々な環境施策を着実に推進している富里市の皆様に敬意を表します。

本報告書は、市域の自然環境や生活環境の状況、各施策の実施内容、指標の達成状況などを丁寧にまとめたものであり、環境施策の透明性を確保し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行う上で重要な資料となっています。

特に評価できる点として、第一に、自然環境の保全と地域資源の活用を両立させようとする取組が挙げられます。谷津や農村環境の保全、森林再生プランによる整備、市民・企業・研究機関等との連携による自然共生サイトの取組などは、生物多様性の保全と地域の環境価値の向上の双方に資するものです。

第二に、温暖化対策や資源循環に関する施策について、補助制度や設備導入支援、EV充電設備の整備など具体的な行動に結び付く施策が進められている点も評価できます。

また、市民参加型の清掃活動や環境美化活動など、市民協働による環境保全の取組が継続されていることも、本市の環境政策の強みといえるでしょう。

富里市では、今後、これまで以上に環境課題への取組が重要になると考えられます。たとえばイノシシやアライグマの増加は、農業被害だけでなく、野生動植物への影響や健康被害などにもつながるおそれがあります。

これら野生鳥獣の課題の背景には、里山環境の利用の減少や、耕作放棄、林野の管理放棄なども関係していると考えられます。

行政部局間の連携、多様なステークホルダーの連携、科学的情報の活用、持続的なモニタリングや管理の体制と資金メカニズムの構築などが重要になるでしょう。

今後も、本報告書のような継続的な点検と情報公開を通じて、行政・市民・事業者が協働しながら、富里市が掲げる「豊かな自然に抱かれた安心して暮らせるまち 富里」の実現に向けた取組がさらに発展していくことを期待します。

国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長  
富里市行政アドバイザー 西廣 淳

---

#### 行政アドバイザー制度について

---

行政アドバイザーは、市の行政施策の推進に当たり、高度の専門的な知識及び経験、優れた識見を有する方から、その専門的な見地から助言及び指導を求めることを主な目的とし、富里市行政アドバイザー設置要綱に基づき、市長が委嘱することと定められています。

## 第1章 富里市の現状

### 1. 富里市の概況

#### ◆位置と地勢

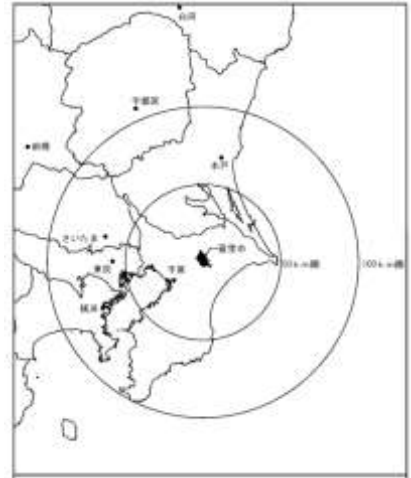
富里市は、千葉県北部の北総台地の中央に位置し、東西約10km、南北約11km、面積53.88km<sup>2</sup>を有し、東京都心から東に50~60km圏、成田国際空港からは西に約4kmのところのところに位置しています。

北は成田市、西は酒々井町、南は八街市・山武市、東は芝山町に接しています。

北総台地の高台地帯である富里市は、高崎川、根木名川の源をなし、肥沃な農地や自然環境に恵まれています。

水系に沿ってきれいな谷津地形が見られ、いくつもの谷津田が広がっています。

昭和46年に東関東自動車道が富里ICまで開通し、昭和53年には隣接する成田市に成田国際空港が開港しました。

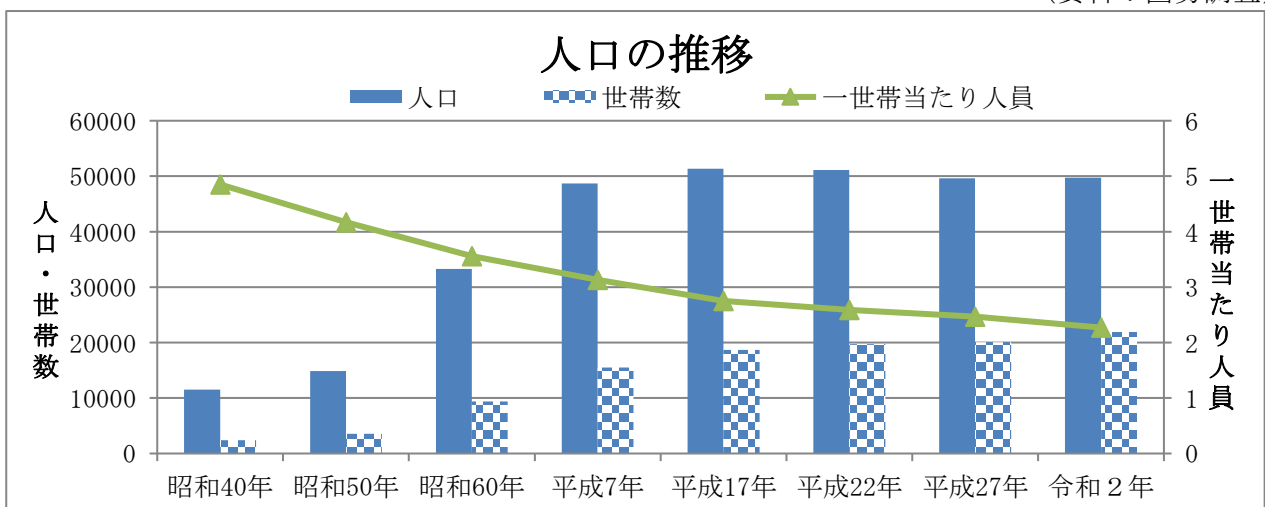


#### ◆人口

昭和46年の東関東自動車道開通、昭和53年の成田国際空港開港を契機に飛躍的に増加しましたが、近年は横ばい傾向となっています。この原因としては空港関連事業の統廃合、組織のスリム化が影響していると考えられます。世帯数は増加していますが、一世帯あたりの人員は少子化の影響もあり減少傾向にあります。

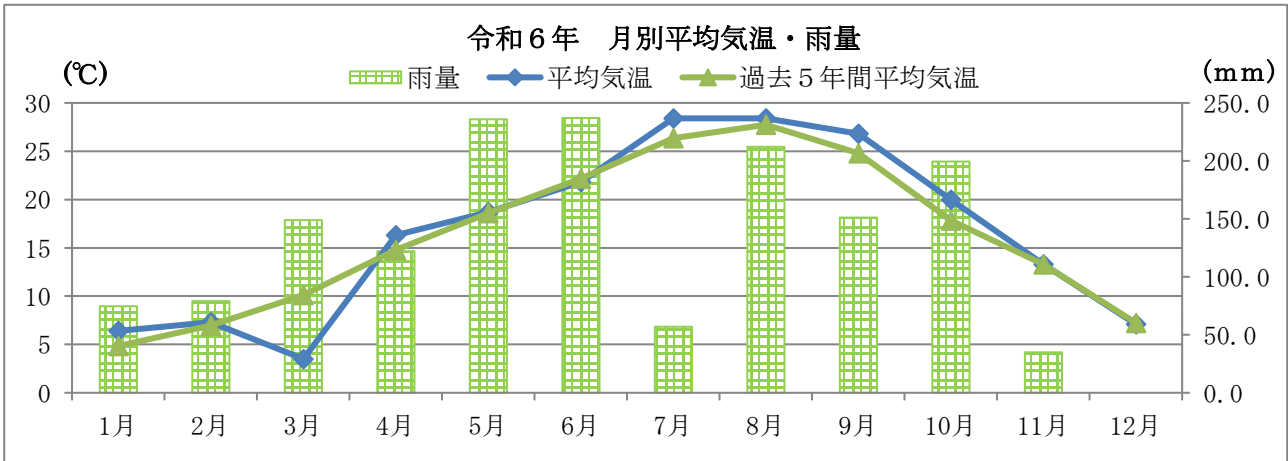
年 区分	昭和40年	昭和50年	昭和60年	平成7年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
人口(人)	11,524	14,852	33,291	48,666	51,370	51,087	49,636	49,735
世帯数(戸)	2,375	3,558	9,355	15,528	18,652	19,701	20,057	21,885
一世帯あたり 人員(人)	4.9	4.2	3.6	3.1	2.8	2.6	2.5	2.3

(資料：国勢調査)



◆気象

富里市の令和6年の年平均気温は16.5℃、総降水量は1,522.0mmです。特に多かったのは6月で降水量は237.0mmとなりました。また、過去5年間における年平均気温は16.24℃、平均降水量は1,405.5mmとなっています。

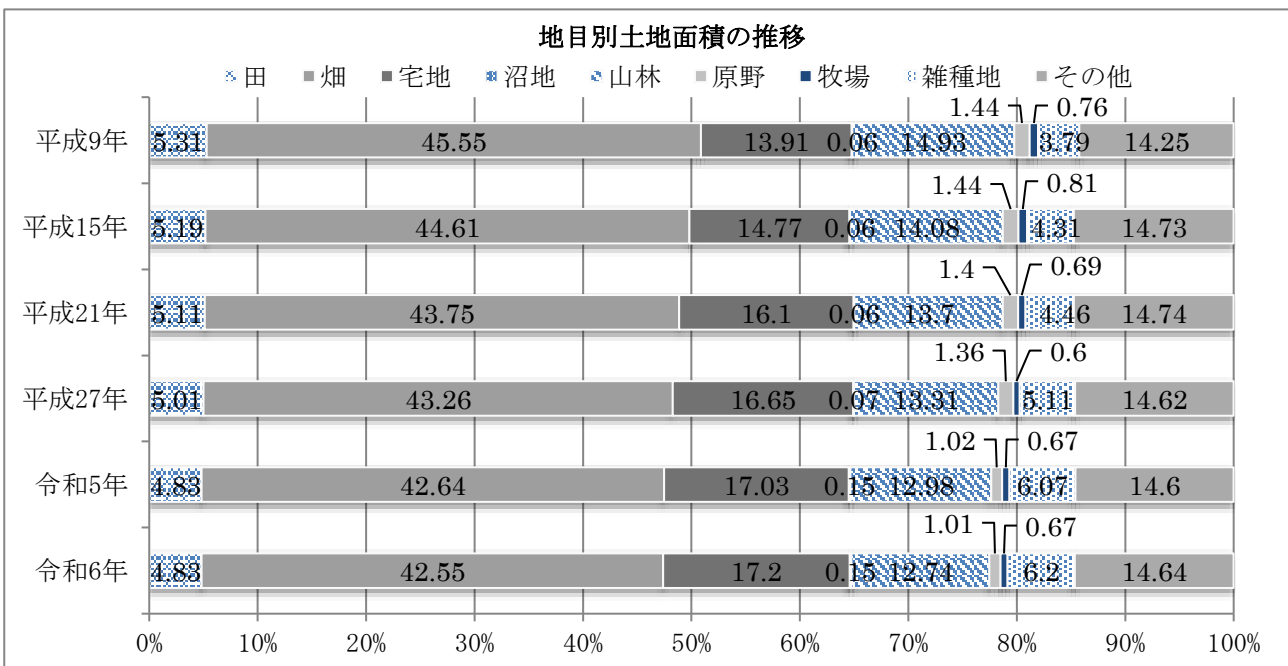


観測場所：富里市消防本部・署  
(資料：消防本部)

◆土地利用

土地利用の状況は、畑の占める割合が42.55%で最も高いですが、近年は田、畑及び山林が減少し、宅地が17.2%と増加しています。

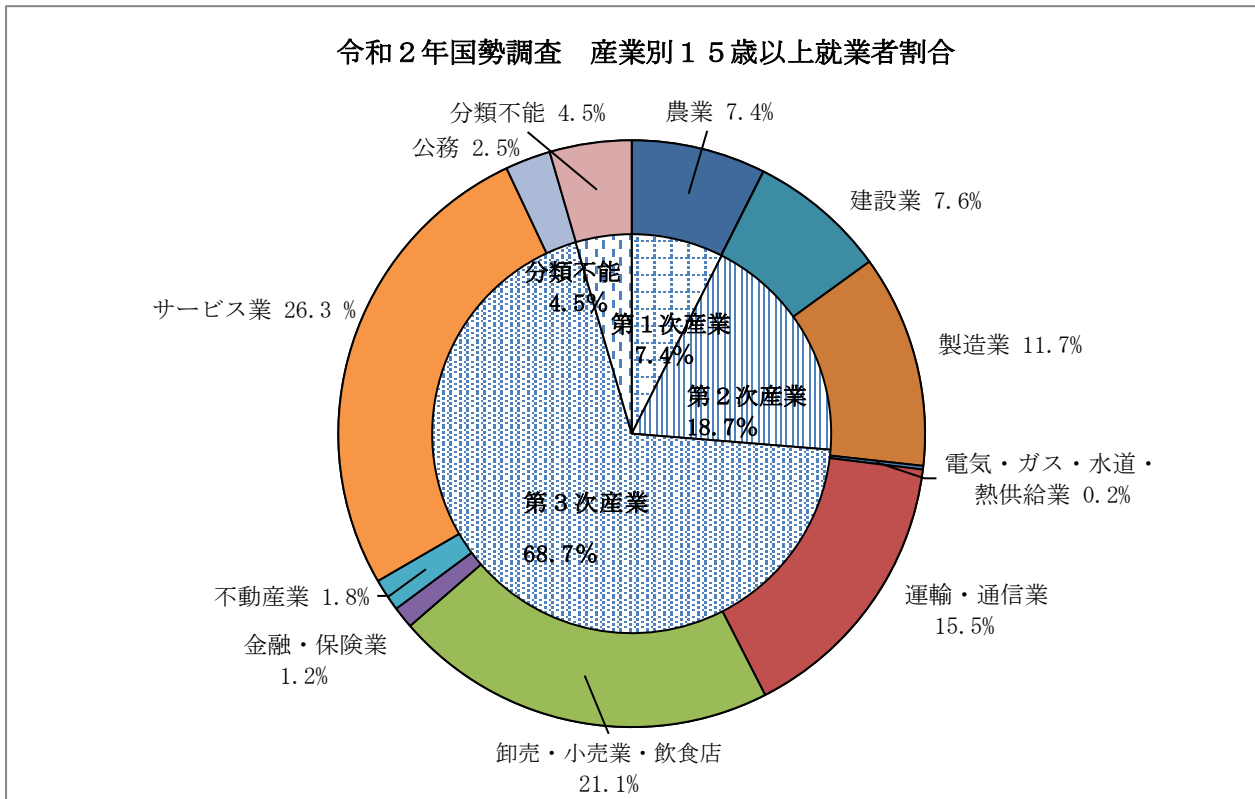
(単位：ha)



資料：課税課

◆産業

就業者数の割合は、サービス業が最も高く、卸売・小売業・飲食店、運輸・通信業と続いています。



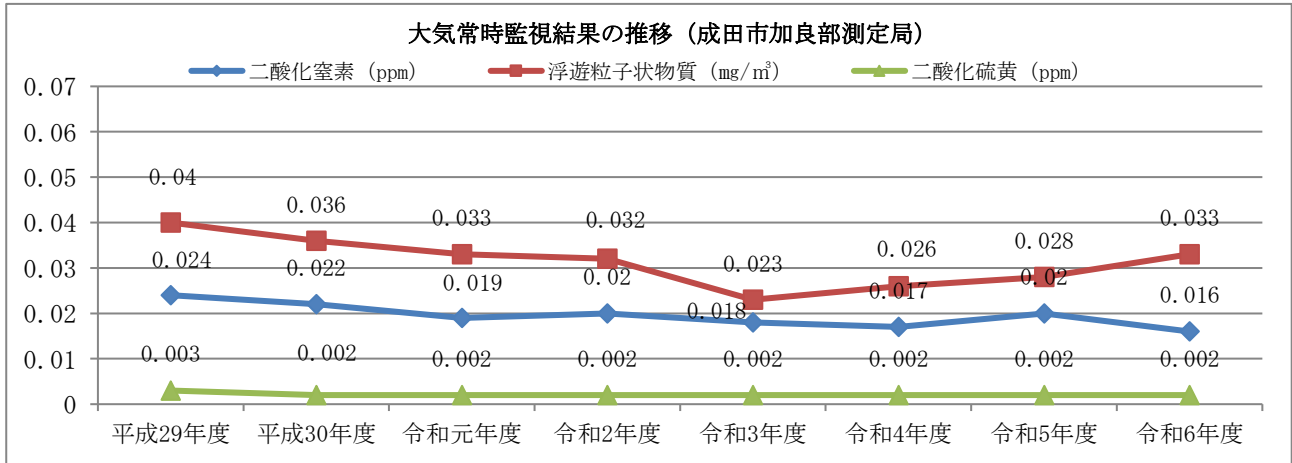
資料：令和2年国勢調査

2. 生活環境

◆大気

市内には、大気環境常時測定局は設置されていません。参考までに隣接する成田市（加良部）の測定結果（年間平均値）をみますと、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄は、環境基準を満たしています。

また、下図に示すように、令和6年度の成田地域での光化学スモッグ注意報は2回発令されました。



資料：千葉県ホームページ

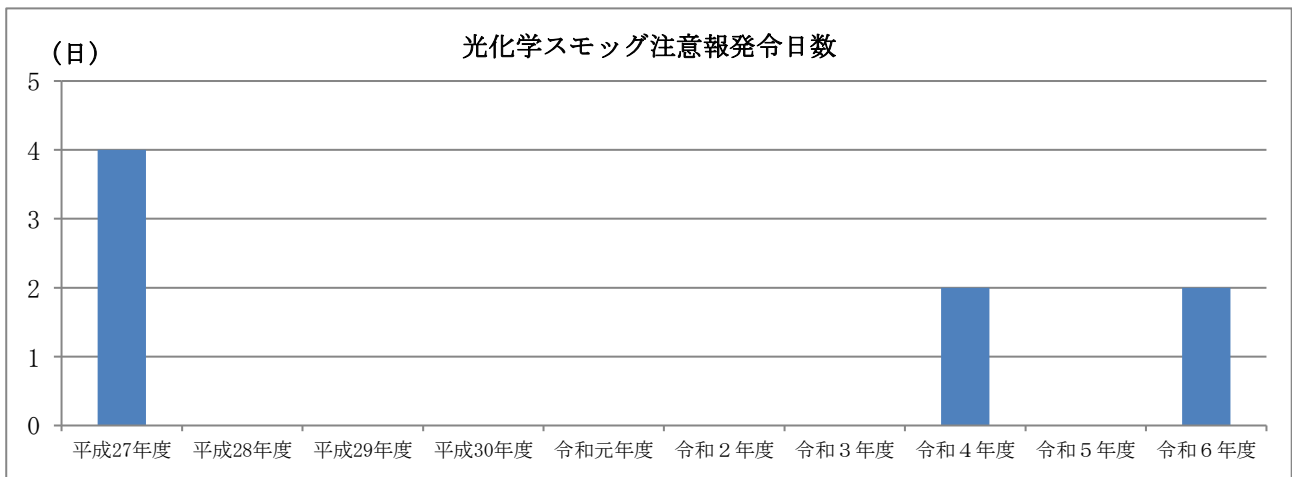
※環境基準及び評価方法（長期的評価）

二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

（評価方法）二酸化窒素は、年間の1日平均値のうち低い方から98%に相当する値（98%値）を、また浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄は、年間の1日平均値のうち高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を、それぞれ環境基準と比較して評価する。



資料：千葉県ホームページ

※光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント\*濃度が0.12ppm以上になり、この状態が継続すると判断される時に発令されます。

※光化学オキシダントは、窒素酸化物\*や揮発性有機化合物\*等が太陽光の紫外線により光化学反応を起こし生成されます。

※成田地域には、成田市・富里市・酒々井町・神崎町及び芝山町が含まれます。

◆水質

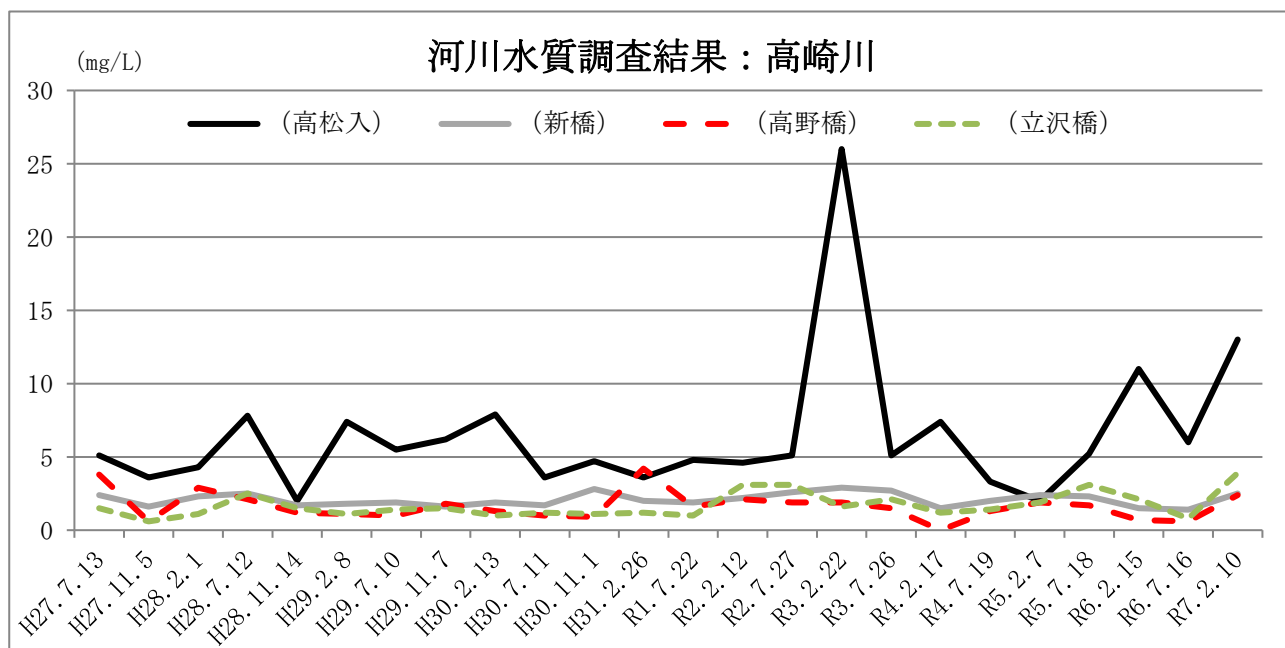
市内を流れる高崎川、根木名川、木戸川、江川のそれぞれで年2回の河川水質調査を継続して行っています。

○高崎川

高崎川では、高松入、新橋、高野橋、立沢橋の4地点で水質調査を行っています。平成27年度以降の水質調査結果（水の汚れを示す生物化学的酸素要求量：BOD）は下図のとおり高松入を除く3地点（新橋1.4～2.9 mg/L・高野橋0.5～4.2mg/L・立沢橋0.6～3.9mg/L）では0.5～4.2mg/Lの範囲で概ね横ばいで推移している一方、高松入では2.0～26.0mg/Lと大きく変動しています。

印旛沼に流入する高崎川の水質環境基準はC類型〔BOD：5mg/L〕に指定されており、令和6年度の各地点の年間平均値は、高松入9.5mg/L、新橋1.95mg/L、高野橋1.5mg/L及び立沢橋2.35mg/Lとなり、高松入で環境基準を超過しています。

同地点では、周辺流域から流入する生活雑排水の影響が考えられるため、生活雑排水対策をさらに推進する必要があります。

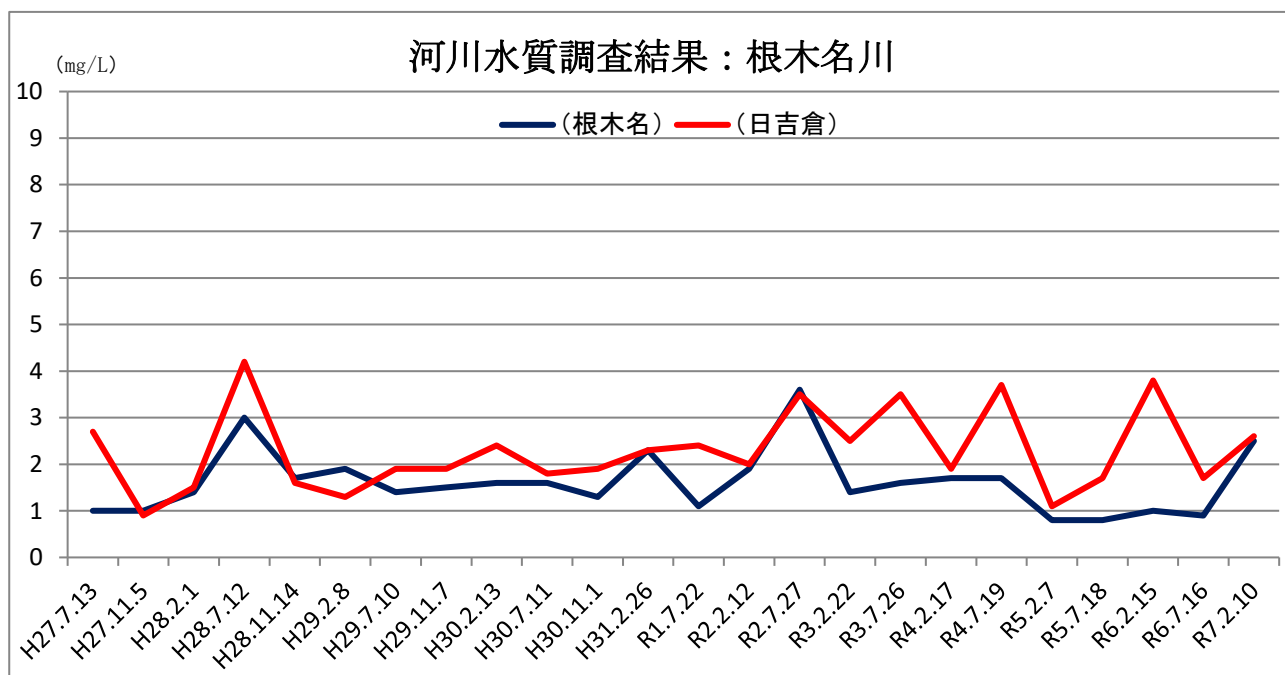


資料：環境課

	高松入	新橋	高野橋	立沢橋
R6.7.16	6.0 mg/L	1.4 mg/L	0.6 mg/L	0.8 mg/L
R7.2.10	13.0 mg/L	2.5 mg/L	2.4 mg/L	3.9 mg/L
平均	9.5 mg/L	1.95mg/L	1.5 mg/L	2.35mg/L

○根木名川

根木名川では、根木名及び日吉倉の2地点で水質調査を行っています。  
 平成27年度以降の2地点の水質調査結果（BOD）は、下図のとおり根木名では0.8～3.6mg/L、日吉倉では0.9～4.2mg/Lと比較的低濃度の範囲で変動し推移しています。  
 利根川の支流である根木名川の水質環境基準はB類型〔BOD：3mg/L〕に指定されており、令和6年度の2地点の年間平均値は、根木名1.7mg/L、日吉倉2.15mg/Lと2地点とも環境基準を満たしています。

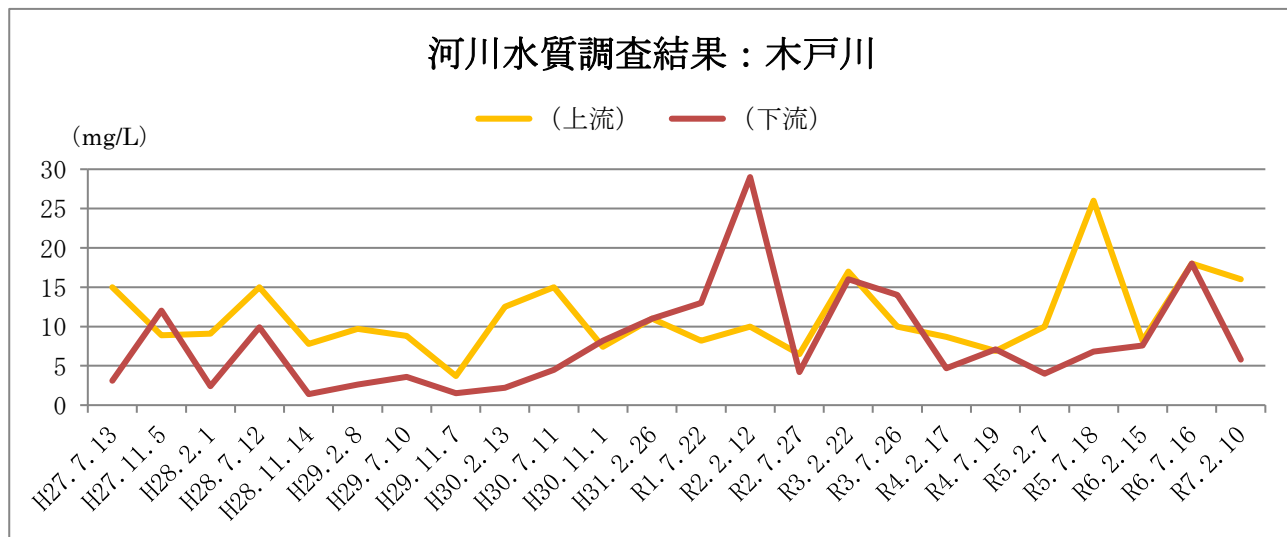


資料：環境課

	根木名	日吉倉
R6.7.16	0.9 mg/L	1.7 mg/L
R7.2.10	2.5 mg/L	2.6 mg/L
平均	1.7 mg/L	2.15mg/L

○木戸川

木戸川では、市内の上流部と下流部の2地点で水質調査を行っています。  
 平成27年度以降の2地点の水質調査結果（BOD）は、下図のとおり上流部では3.7～26.0mg/L、下流部では1.4～29.0mg/Lと2地点ともやや大きく変動して推移しています。  
 太平洋へ流入する木戸川の水質環境基準はA類型〔BOD：2mg/L〕に指定されており、令和6年度の2地点の年間平均値は、上流部17.0mg/L及び下流部11.9mg/Lと2地点とも環境基準を超過しています。  
 木戸川は水量が少なく、流域から流入する生活雑排水の影響を受けやすいことが考えられるため、さらに生活雑排水の対策を推進する必要があります。

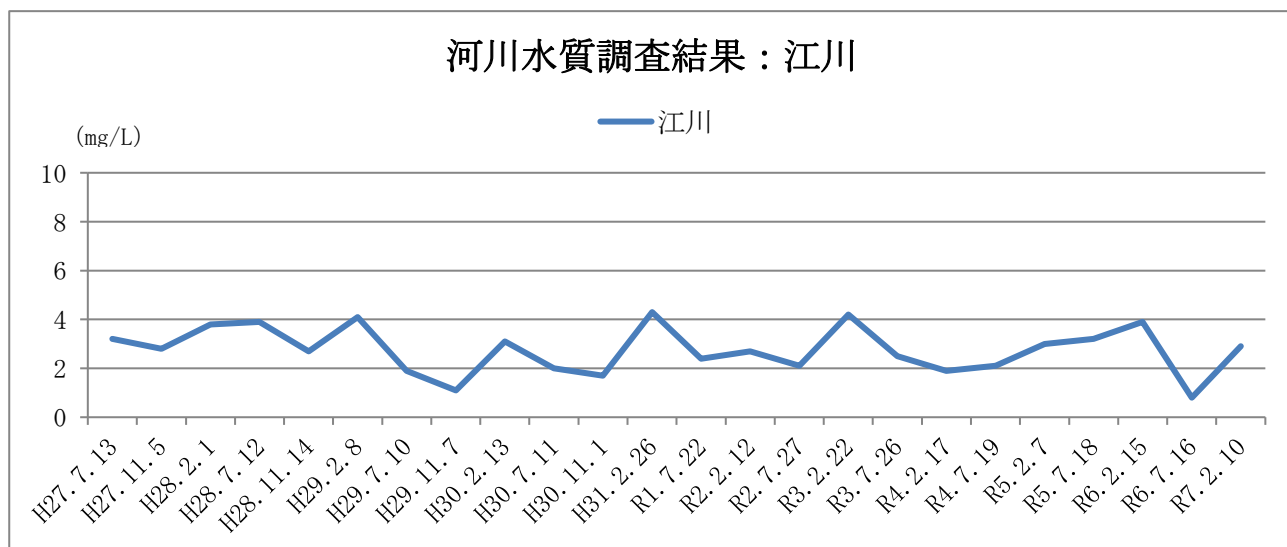


資料：環境課

	木戸川(上流)	木戸川(下流)
R6.7.16	18.0 mg/L	18.0 mg/L
R7.2.10	16.0 mg/L	5.8 mg/L
平均	17.0 mg/L	11.9 mg/L

○江川

江川は印旛沼に流入する小河川で、市内の上流部1地点で水質調査を行っています。平成27年度以降の水質調査結果(BOD)は、下図のとおり0.8~4.3mg/Lの範囲で変動して推移しており、令和6年度の年間平均値は1.85mg/Lとなっています。江川には環境基準の類型が指定されていませんが、令和6年度の年間平均値は、印旛沼に流入する高崎川の環境基準〔BOD：5mg/L〕を下回っています。

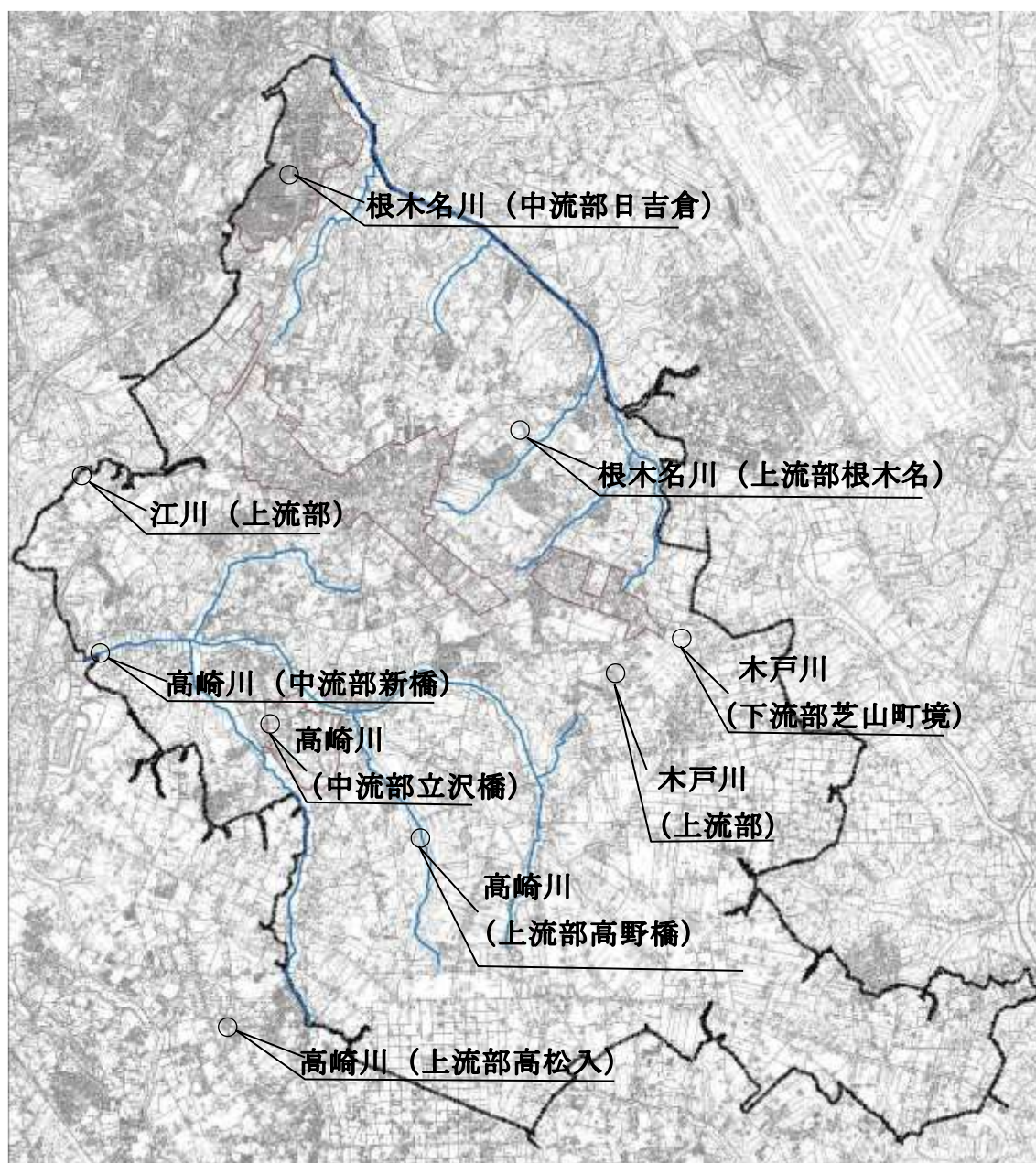


資料：環境課

	江川
R6.7.16	0.8 mg/L
R7.2.10	2.9 mg/L
平均	1.85mg/L

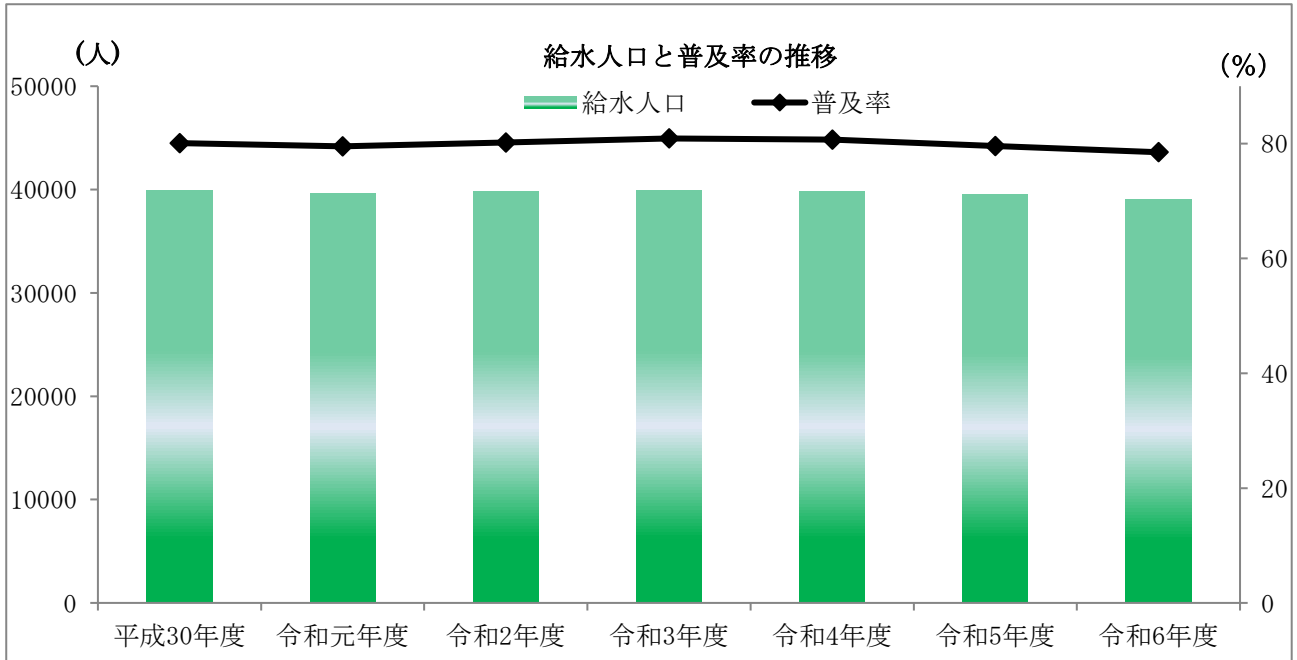
※類型の指定は、国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況を踏まえ指定します。参考に、河川の水質調査地点の地図を次ページに示します。

河川の水質調査地点



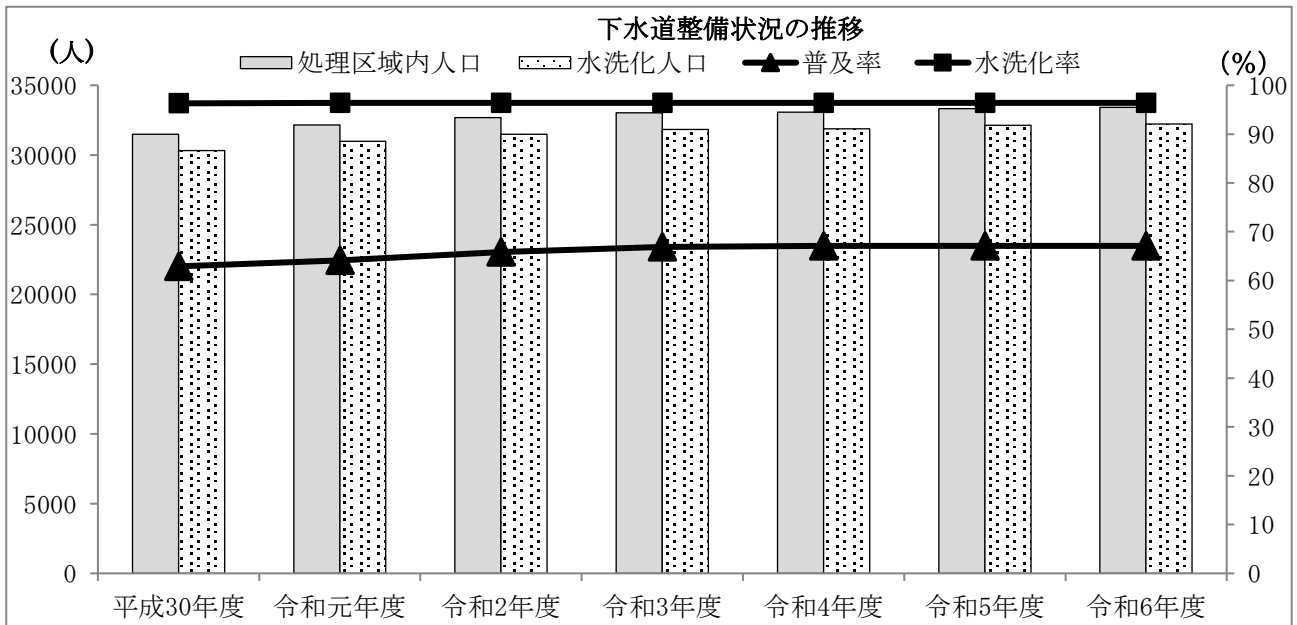
◆上下水道

上水道の令和6年度末の給水の普及率は78.5%で、給水人口と普及率は、ほぼ横ばいで推移しています。



資料：上下水道課

下水道の整備計画を基に整備を進め、令和6年度末の下水道の普及率は67.1%、処理区域内での水洗化率は96.4%となっています。



資料：上下水道課

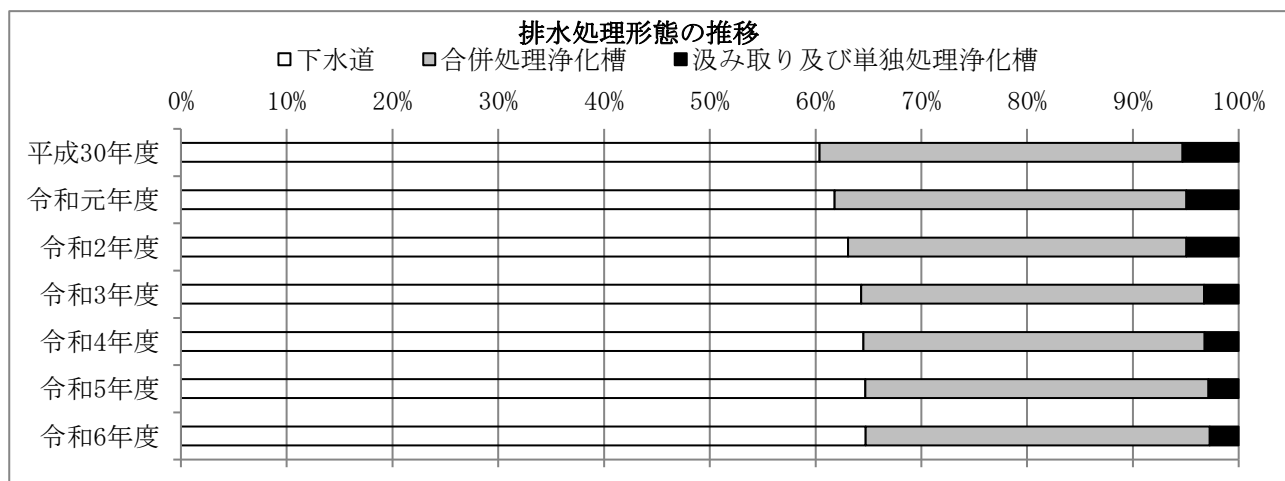
※ 普及率：市全体の人口のうち、施設の整備が完了した地域の人口の割合を示します。

水洗化率：下水道が整備された地域の人口のうち、下水道に接続している人口の割合を示します。

生活排水(し尿及び生活雑排水)の処理には、下水道及び合併処理浄化槽があります。それらを合わせた処理割合は年々増加し、令和6年度末では97.27%となっています。

また、水質の汚濁の原因の一つとして考えられるし尿のみを処理し、生活雑排水を未処理で流す単独処理浄化槽は、法律「浄化槽法」の改正(平成12年)により、年々減少の傾向にあります。

なお、汲み取りによるし尿、単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の堆積汚泥については、印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターにおいて、堆肥化され再利用されています。



資料：環境課

◆騒音

成田国際空港周辺地域における航空機騒音については、開港当初から千葉県、成田国際空港株式会社及び周辺市町により監視測定が行われています。

市内にある県の測定局(大和)の令和5年度の年平均測定結果は、環境基準の57 L<sub>den</sub>(デシベル)を下回る値となっています。

測定結果

測定局	環境基準類型	L <sub>den</sub> (デシベル)		騒音区域
		年平均	日最大	
大和	I 類型 (57 デシベル)	43.0	54.9	無指定

資料：千葉県ホームページ

※評価指標について、昭和48年から「W値」が採用されてきましたが、現在では「L<sub>den</sub>」が国際的な主流となっているため、平成25年4月1日から、評価指標がW値からL<sub>den</sub>に変更されています。

W 値→WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)

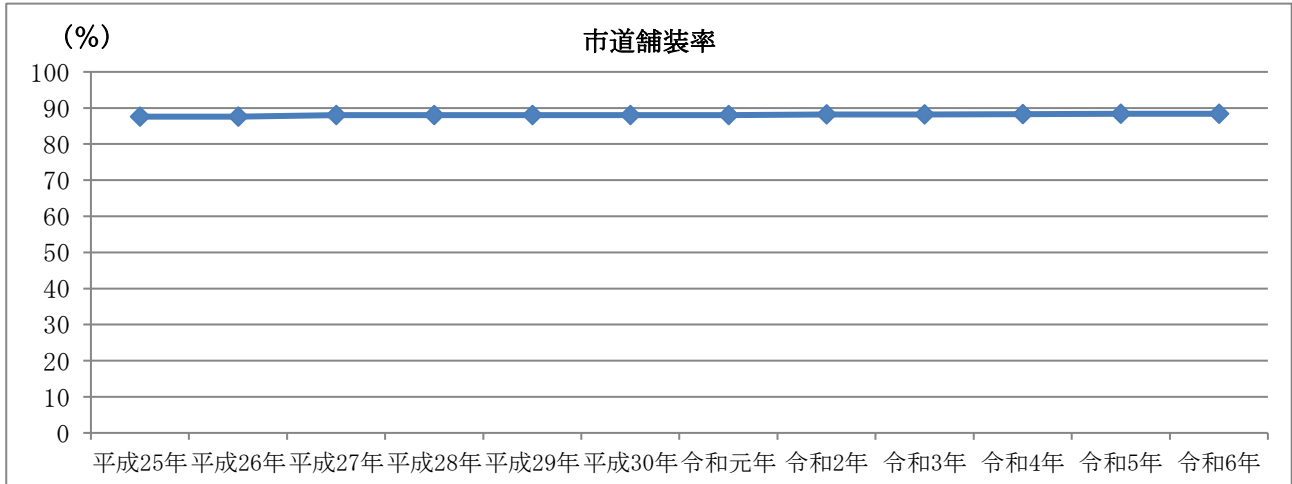
Lden→Lden(時間帯補正等価騒音レベル)

◆土壌

市内には、土壌汚染対策法に基づく指定区域はありません。また、千葉県で実施している農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定もありません。

◆道路・交通

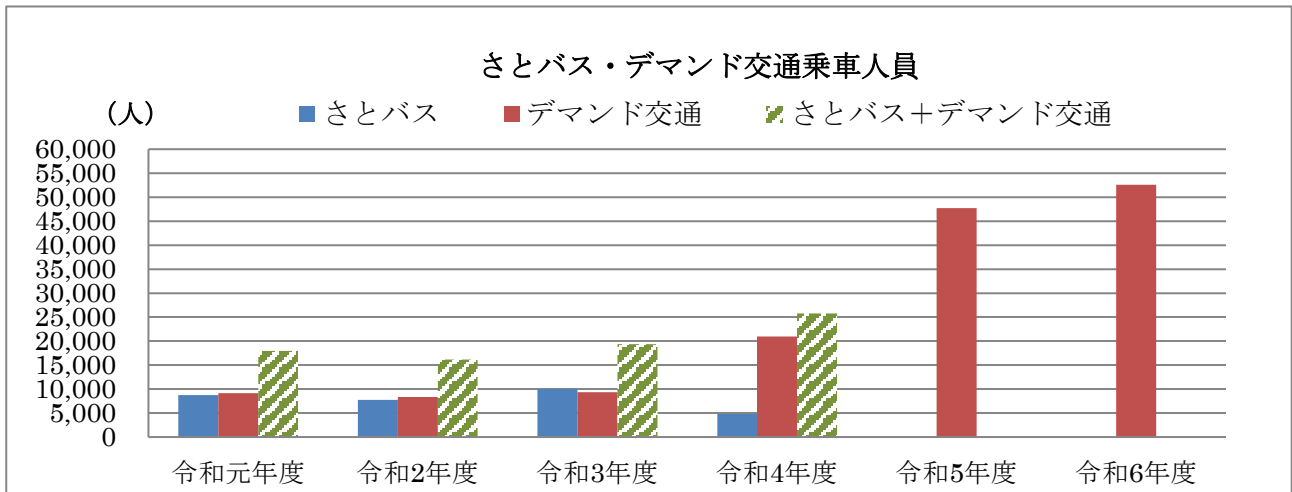
市内の道路の整備状況は、国道及び県道については舗装率が100%となっていますが、市道は令和6年現在で88.4%となっています。



資料：建設課

市内の公共交通機関として「路線バス」及び「デマンド交通」があります。「富里市さとバス・デマンド交通」については、令和4年9月30日に「さとバス」の運行を廃止し、令和4年10月1日に新たな「デマンド交通」へ転換しました。

「デマンド交通」は、予約があった場合に運行する完全予約型で市内全域を対象に運行をしています。



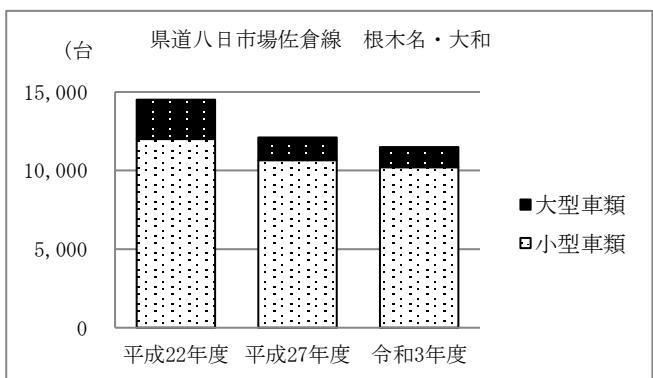
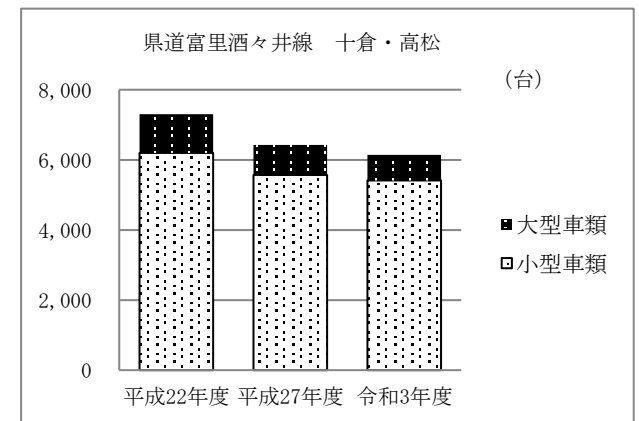
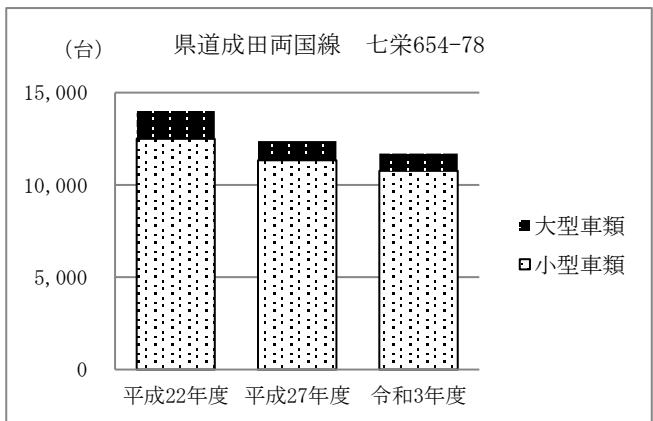
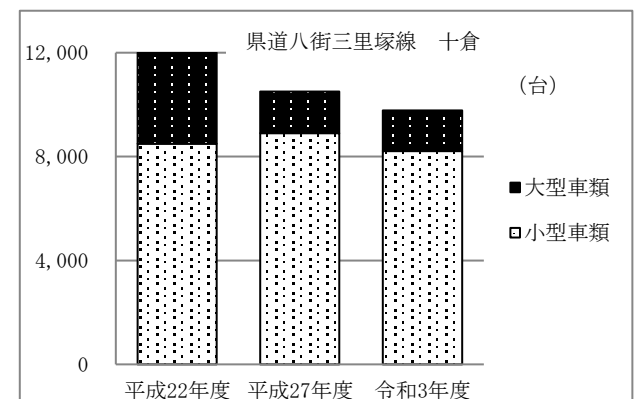
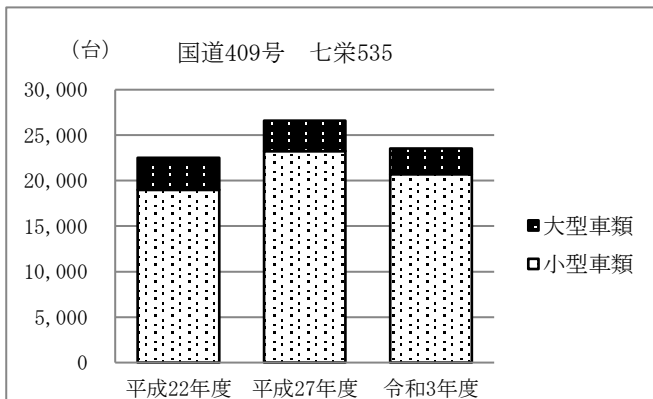
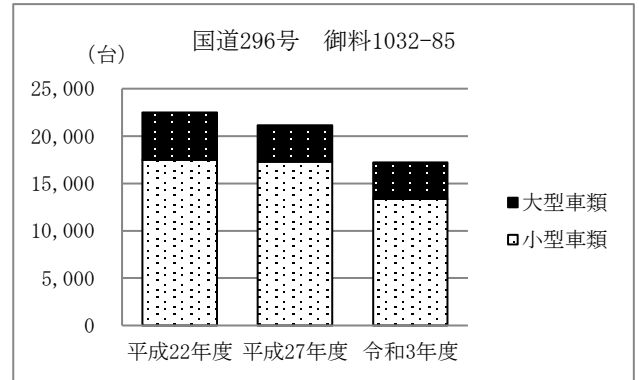
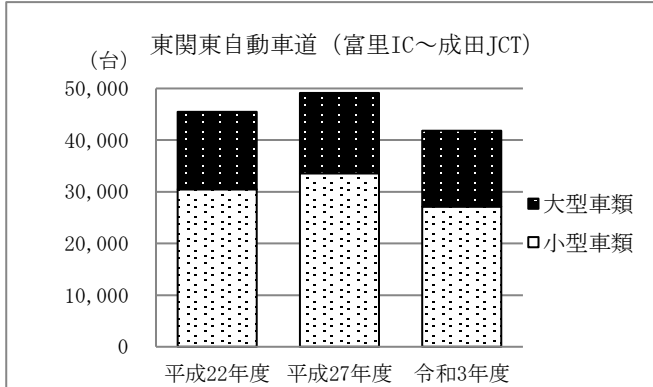
資料：経営戦略課

※令和4年度のさとバスは、9月30日までの人員です。令和5年度からは、さとバスはありません。

第1章 富里市の現状

概ね5年ごとに実施されている「全国道路・街路交通情勢調査（旧：道路交通センサス）」の結果によると、市内の道路交通量は、国・県道について、令和3年度は平成27年度より減少しています。

路線別交通量



↑ 令和3年、平成27年（十倉 190-6）・平成22年（高松 520-1）

資料：全国道路・街路交通情勢調査

← 令和3年、平成27年（根木名 1005-3）・平成22年（大和 48-1）

◆有害化学物質

ごみの焼却等により発生するダイオキシン類の大気環境中の濃度調査を行ってきましましたが、環境基準値を大きく下回り数値が安定してきたため、平成29年度以降、測定は行なっていません。

ダイオキシン類年間平均値の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
0.077pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.031pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.035pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.042pg-TEQ/m <sup>3</sup>

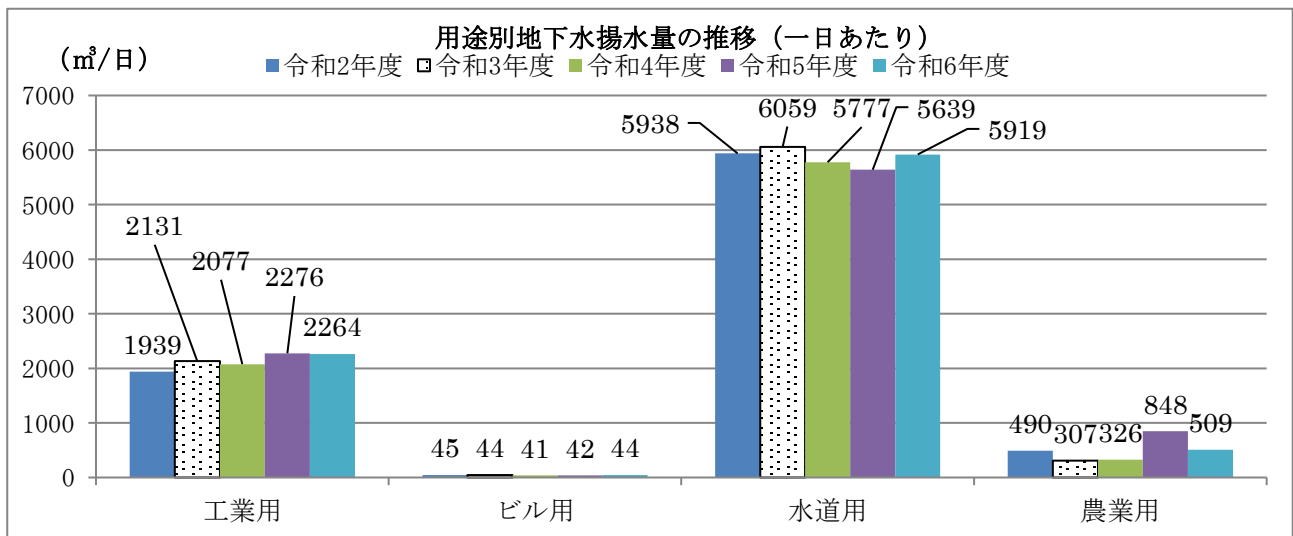
資料：環境課

※ダイオキシン類による大気汚染に係る環境基準値：0.6pg-TEQ/m<sup>2</sup>以下

3. 循環型社会

◆水循環

市内の一日あたりの地下水揚水量は8,736m<sup>3</sup>となっています。揚水等による影響を把握するため、地盤変動量を測定している水準点は14箇所、令和6年度の地盤沈下量は、1.76cmでした。なお、平成23年度は東日本大震災の影響もあり、最大地盤沈下量が7.09cm、令和5年度は最大3.84cmでした。(地盤沈下に関する資料：千葉県ホームページ)



資料：千葉県ホームページ

用途別地下水揚水量の推移 (一日あたり) 各年度合計

単位 (m<sup>3</sup>/日)

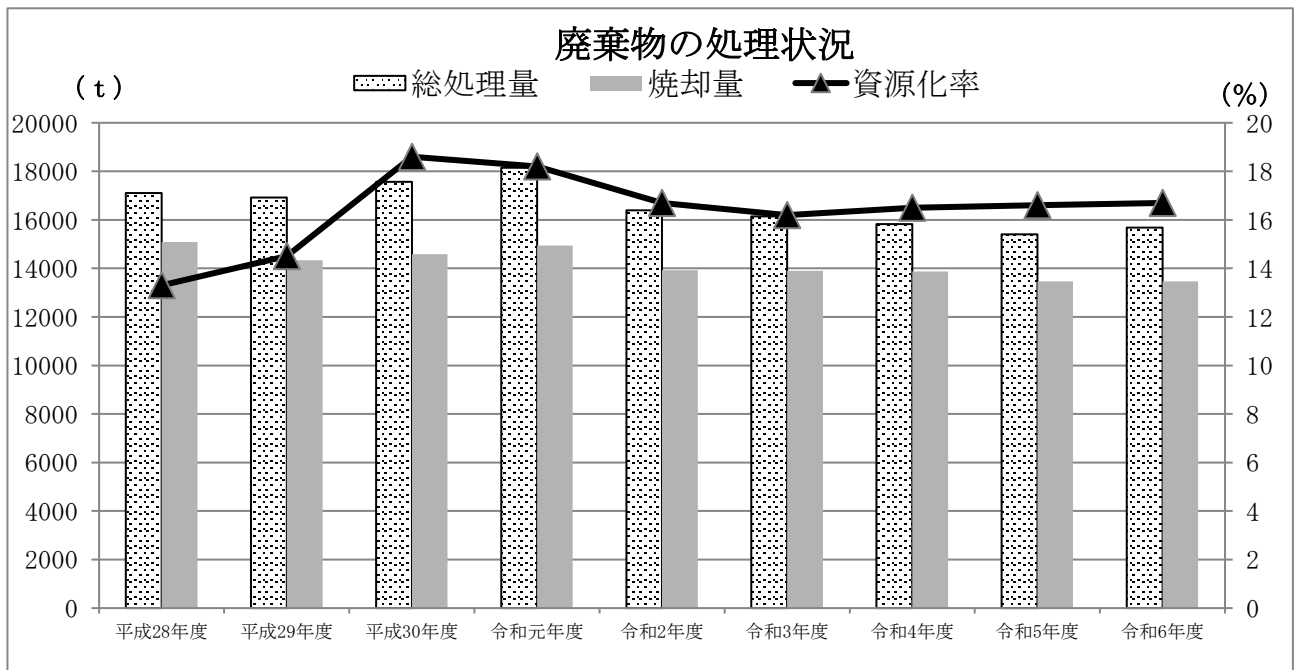
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
工業用	1,939	2,131	2,077	2,276	2,264
ビル用	45	44	41	42	44
水道用	5,938	6,059	5,777	5,639	5,919
農業用	490	307	326	848	509
合計	8,412	8,541	8,221	8,805	8,736

資料：千葉県ホームページ

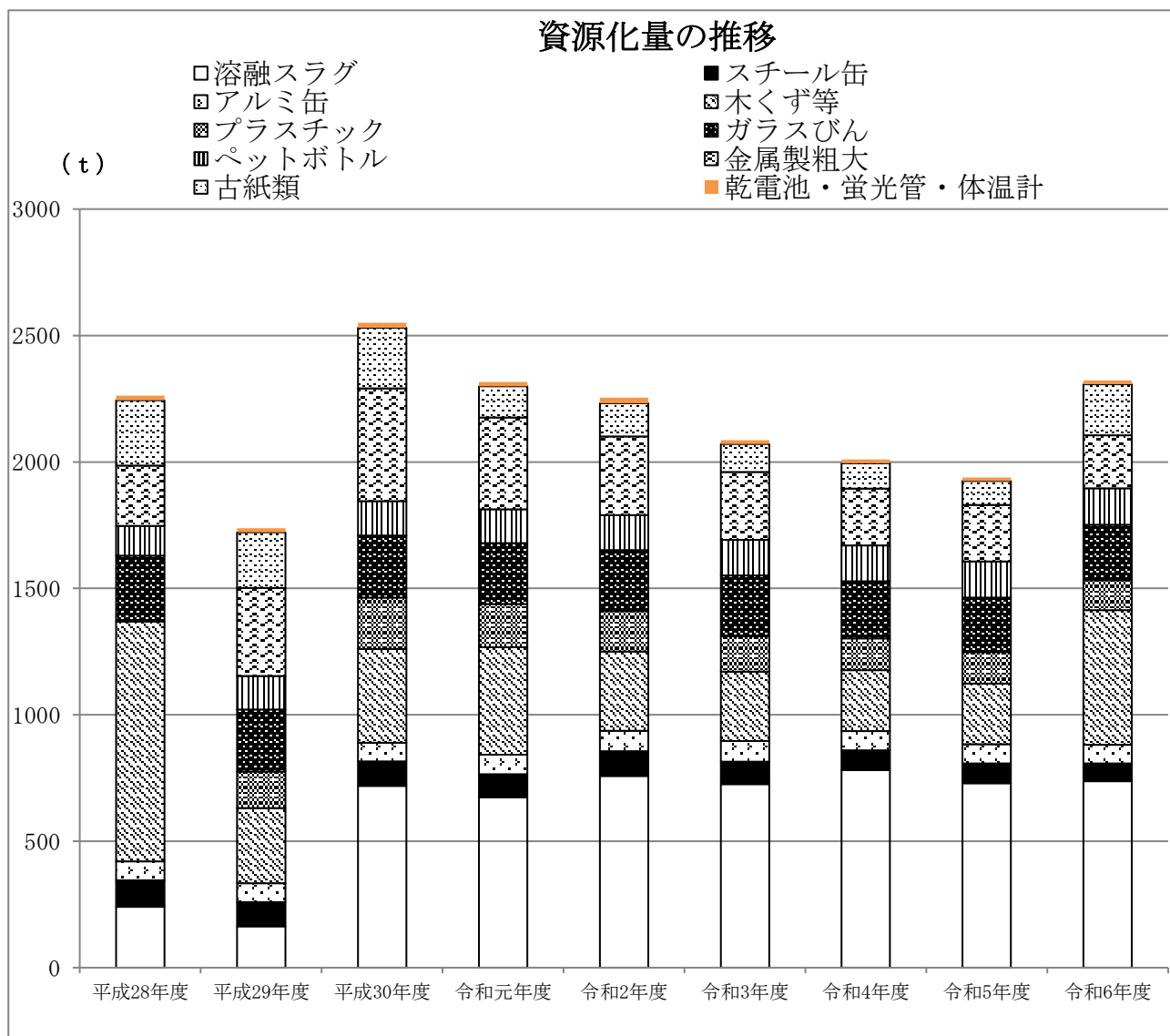
◆資源循環（廃棄物・リサイクル）

市では、ごみをもやせるごみ、もやせないごみ、ペットボトル、ガラスびん、有害ごみ、布類、紙類、粗大ごみの8つに分別し、それぞれ減量化及び資源化を推進しており、ここ数年、一般廃棄物の総処理量及び焼却量は、継続的に減少傾向であるのに対し、資源化率は横ばいとなっています。

もやせるごみは、平成24年度から「成田富里いずみ清掃工場」で熔融処理を行っています。なお、熔融スラグについては、平成30年3月のストックヤードの完成後アスファルト骨材とする資源化を行うことにより、リサイクルの推進に努めています。



資料：環境課



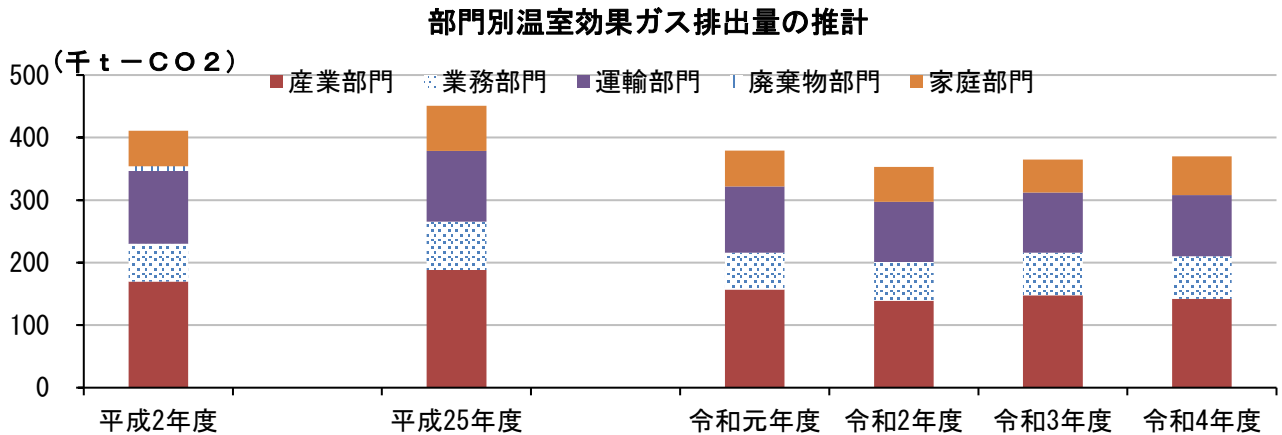
資料：環境課

※グラフの並び順は、下から溶融スラグ、スチール缶、アルミ缶、木くず等、プラスチック、ガラスびん、ペットボトル、金属製粗大、古紙類、乾電池・蛍光管・体温計です。

## 4. 地球環境

## ◆温室効果ガス排出量

富里市全域における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量は、ここ数年横ばいの傾向にあります。部門別にみると、業務部門及び運輸、家庭部門の排出量は横ばいであり、産業部門については年度によって変動がみられます。



資料：環境省（地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）簡易版の推計手法による算出）

※京都議定書の基準年（平成2年度）及び現在の日本における温室効果ガス削減目標の基準年（平成25年度）とともに直近4年分の排出量を記載しています。

※算定可能な二酸化炭素排出量を記載しています。

## 5. 環境保全行動

## ◆保全活動

市内の「八ツ堀のしみず谷津」では、市民活動団体が中心となって民間企業、大学、行政と連携し保全活動に取り組んでいます。生物多様性の保全が図られている区域として、環境省により「自然共生サイト」に認定されました。

市民と協働で推進している市内全域を対象としたゴミゼロ運動、ポイ捨て“ナイナイ”キャンペーンを継続して実施しているほか、アダプトプログラム<sup>\*</sup>による清掃活動、環境美化ポスター展の開催、ボランティアによる花壇の整備等にも取り組んでいます。

また、不法投棄監視員（9名）及び環境美化推進員（77名）の委嘱によって、市内パトロール等を実施しています。

※アダプトプログラムについては、参考資料（用語解説）をご参照ください。

## ◆環境学習

自然環境を活用した体験型の環境学習、学校ビオトープを活用した環境学習などを継続して行っています。

## 第2章 富里市環境基本計画の概要

### 1. 環境基本計画とは

環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組むための計画です。

国の環境基本計画は、「環境基本法 第15条」の規定に基づき環境保全に関する総合的、長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定されています。

### 2. 計画期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

計画期間中であっても、新たな環境問題の発生などの状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

なお、平成14年4月から富里市環境基本計画が始まり、平成14年度から平成23年度までが最初の計画、平成24年度から令和3年度が2回目の計画、現在の計画が3回目の計画です。

### 3. 計画の策定の背景と役割

近年、複雑・多様化する環境問題に対処していくためには、私たち一人ひとりが、これまでの生活様式や事業活動を見直して、持続可能な社会、循環型社会の構築を目指し、人と自然が共生できる快適な環境を創り出すよう努めなければなりません。

「富里市環境基本計画」は、富里市環境基本条例に基づき策定した前計画から引き続き、本市が実施すべき環境保全のための基本的方向性を示すものです。

地球規模の循環系を視野に入れた施策を展開することから、より広く公平な視点に立ち、持続的発展が可能な社会の構築を目指すものとします。

### 4. 環境基本計画の進行管理

本計画を実効あるものとするためには、計画を『策定（Plan）』し、『実行（Do）』し、『点検（Check）』し、『見直し（Action）』をする、という一連のサイクルを確実に実行することが大切です。つまり、単に計画を策定・実行するだけでなく、実施状況を点検し、見直すことも大きな役割を占めていることができます。

本計画の実施に当たっても、計画の実施状況について、点検と見直しを行うことによって、本市の環境の保全に関し、継続的な改善を図るものとし、これらが確実に行われる体制を整備します。

5. 計画の体系（令和4年策定）

望ましい環境像	環境目標	個別目標
<p>豊かな自然に抱かれて暮らせるまち</p> <p>富里</p>	<p>1 源流や緑を大切に にした自然豊かなまち</p>	(1) 緑地・水辺環境の保全
		(2) 谷津や農村環境の保全
		(3) 動植物の保全と外来種対策の推進
	<p>2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち</p>	(1) 市街地の緑化の推進
		(2) 河川や地下水の水質改善
(3) 安定した水循環・土壌環境の確保		
(4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進		
(5) 景観・歴史・文化的遺産の保全		
<p>3 資源を大切に するまち</p>	(1) ごみの減量化の推進	
	(2) 資源循環の推進	
	(3) 不法投棄の防止	
<p>4 地球にやさしく 暮らせるまち</p>	(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)	
	(2) 気候変動への対応の推進(適応策)	
<p>5 みんなで取り組むまち</p>	(1) 市民・事業者の環境保全活動支援	
	(2) 環境教育・環境学習の推進	
	(3) 協働による環境活動の推進	
	(4) 環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進	
	(5) 子どもたちの目線	

第3章 個別目標の進捗状況

【状況欄の見方について】	
◎	目標を達成しているもの
○	目標を概ね達成または達成できそうなもの
△	(目標達成の)進捗が遅れているもの

※個別目標の表中「現状値」は、計画策定時（原則として令和2年度）の実績を記載しています。

環境目標 1 源流や緑を大切に自然豊かなまち

個別目標 1 - (1) 緑地・水辺環境の保全

指標項目	現状値	中間目標値(R8)	目標値(R13)	実績値(R6)	状況	担当課
宅地開発等に伴う公園緑地協議数	10件/年	10件/年	10件/年	15件	◎	都市計画課
森林面積	672ha (令和2年度) ※742ha	現状維持	現状維持	642ha	△	環境課
都市公園面積	14.3ha	16.4ha 現状維持※	18.5ha 現状維持※	17.0ha	○	都市計画課

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

森林面積 742ha は民有林の数値で、毎年の調査はないため、「地域森林計画対象民有林」の数値を基準としました。都市公園面積は、目標を達成したため、現状維持としました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
宅地造成等の開発では、環境に最大限配慮するよう指導します。	1-(1)-1	都市計画課	富里市宅地開発指導要綱に基づき、自然環境の保護及び緑化の推進を指導しました。
源流域の自然環境の保全と活用を図る取組の実施及び周知徹底を行います。	1-(1)-2	環境課	4年～6年生の小学生児童を対象に、夏休み環境学習「成田空港スタディツアー」を企画するも、人数が集まらず、実施に至りませんでした。 また、市民活動団体を中心に企業・大学・行政が連携して保全活動に取り組んでいる「ハツ掘のしみず谷津」が、環境省の「自然共生サイト」に認定されたことを市公式ホームページや広報とみさとで周知しました。
文化財の借景としての緑地保全について周知を行います。	1-(1)-3	生涯学習課 商工観光課 ※	旧岩崎久彌末廣農場別邸公園周辺の清掃、雑草の刈り取りを行い、歴史公園の環境保全に努めました。
河川の改修においては自然をいかした工法を採用するよう千葉県に働きかけます。	1-(1)-4	建設課	千葉県において、河川の護岸改修工事が行われる際には、自然石等利用した工法を採用するよう働きかけました。

※令和5年度より、「旧岩崎久彌末廣農場別邸公園」は商工観光課の管理となりました。

個別目標1-(1) 緑地・水辺環境の保全

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
森林整備計画に基づき、植栽による人工造林や地域にあった天然更新を行い、森林保全を図ります。	1-(1)-5	環境課	森林再生プランにより、伐採・植栽まで完了(七栄地区)し、また、令和4年度から森林再生プランによる森林整備を開始した2箇所(高野地区、十倉地区)における植栽、下刈り作業を実施し、森林の保全を図りました。
生物の生息空間の確保に配慮した緑地、公園や親水空間の整備を図ります。	1-(1)-6	都市計画課	富里中央公園について、適正に管理を行いました。

個別目標1-(2) 谷津や農村環境の保全

指標項目	現状値	中間目標値(R8)	目標値(R13)	実績値(R6)	状況	担当課
共同活動組織数	7団体	現状維持	現状維持	現状維持	◎	環境課
新規就農者(各年)	4人	7人	7人	7人	◎	農政課
認定農業者(累積)	230人	245人	260人	215人	○	農政課
荒廃農地面積	70ha	67ha	65ha	26ha	◎	農政課
対象農用地面積	23,708a	23,750a	23,800a	20,515a	△	農政課
富里スイカオーナー制度の開催	1回	継続	継続	継続	◎	商工観光課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
谷津の地域環境の景観や生物多様性保全などの自然環境の保全と活用を図る取組の実施及び周知を行います。	1-(2)-1	環境課	自然環境の保全と活用を図る取組をしている方の周知を行い、市の環境保全を推進しました。
		農政課	多面的機能支払交付金事業により、畦畔の草刈り・農業用水路の泥上げなどの保全管理活動を支援することにより、谷津の自然環境の保全を図りました。
農家の担い手の育成や移住・就農へのPRを行い、安定した農業経営の支援に努めます。	1-(2)-2	農政課	事業実施には至りませんでした。今後は具体的な施策を考えていきたいと思えます。

個別目標1-(2) 谷津や農村環境の保全

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
農家の高齢化や労働力不足などによる荒廃農地の発生を防ぐため、担い手への集積・集約化を推進します。	1-(2)-3	農政課	農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の貸借(中間管理事業)を実施し、更新手続きについても促進しました。
有機農法などを取り入れた環境保全型農業を推進します。	1-(2)-4	農政課	「環境保全型農業直接支払交付金事業」の実施により減農薬・減化学肥料栽培の推進を図りました。
農業を体験できる機会、場を整備し、農業への理解を深める活動を推進します。	1-(2)-5	農政課	農林業センター試験圃場にて食農学習(すいか、にんじん)を実施しました。収穫体験等を通じて農業への理解を深める活動を推進しました。
水路や圃場整備を行う場合には、環境に配慮した工法を採用します。	1-(2)-6	農政課	令和6年度は、富里市が整備・更新した水路や圃場はありませんでした。水路や圃場の整備・更新を行う場合には、「農林水産省生物多様性戦略」(平成19年7月6日決定、令和5年3月30日改定 農林水産省)に従い、生き物に配慮した工法を採用します。
農村環境(農作物、雨水かん養、緑地、田園景観など)の維持・向上を図るため、地域共同活動を支援し、農地、水、環境保全の向上を推進します。	1-(2)-7	農政課	多面的機能支払交付金事業により、畦畔の草刈り・農業用水路の泥上げなどの農村環境の維持・向上を支援し、農地・水、環境保全の向上を推進しました。
		環境課	市民活動団体を中心に企業・大学・行政が連携して保全活動に取り組んでいる「ハツ堀のしみず谷津」が、環境省の「自然共生サイト」に認定され、受賞後、市長への表敬訪問をされました。
都市居住者との農業を介した交流事業として、観光との連携によるエコツーリズム、グリーンツーリズムの推進を図ります。	1-(2)-8	農政課	事業実施には至りませんでした。今後は具体的な施策を考えていきたいと思えます。
		商工観光課	豊かな自然と文化・人々との交流を通じて楽しむグリーンツーリズムの趣旨に添い、本市の特産物である「すいか」を活用し、農家とのふれあいと農業体験を通じて富里市へ来訪する機会を増やす「富里スイカオーナー制度」を実施しました。 エコツーリズムについては、旧岩崎久彌末農場別邸公園を始めとした資源を活用し、推進を図ります。

個別目標 1 - (3) 動植物の保全と外来種対策の推進

指標項目	現状値	中間目標値(R8)	目標値(R13)	実績値(R6)	状況	担当課
貴重動植物保全活動 (各年)	2回	4回	4回	2回	△	環境課
				4回	◎	生涯学習課
フクジュソウの自生株数	3,121株	維持・向上	維持・向上	4,137株	◎	生涯学習課
センダイタイゲキの自生株数	125株	維持・向上	維持・向上	445株	◎	生涯学習課
カタクリの自生株数	400株	維持・向上	維持・向上	835株	◎	生涯学習課
アライグマ捕獲数	54頭 (数え方を頭に修正)	減少	減少	75頭	○*	農政課
カミツキガメ捕獲数	1匹	減少	減少	0匹	◎	環境課
農作物等に対する有害鳥獣の捕獲数	172頭	150頭	150頭	146頭	◎	農政課
野生鳥獣による被害防止のための注意喚起	1回	1回	1回	2回	◎	環境課
鳥獣被害対策実施隊 隊員数	56名	100名	100名	78名	○	農政課

※当初の計画時より個体数が増加傾向にあり、捕獲を必要とする頭数を実施することで将来的な捕獲減少につながることから状況を○としました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
国・千葉県・関係団体と連携を図り、貴重な動植物の分布・生息状況などの把握を行い、保護に必要な基礎的データの確保に努めます。	1-(3)-1	環境課	千葉県自然保護課生物多様性センターからの情報収集に努めました。
		生涯学習課	NPO 法人「樹の生命を守る会」により巨樹・巨木の調査を行いました。市天然記念物に登録されている久能臥龍桜についての調査も行いました。
貴重な動植物や植物群生の保護に努め、生物多様性の保全を図るとともに、市民の環境保全意識の高揚を図ります。	1-(3)-2	環境課	生物多様性の保全を図りました。台風等の倒木により荒れた森林を富里市森林再生プランにより森林整備を行い、また、市民の環境保全意識の高揚を高めるため、千葉県が実施する施策の広報活動を行いました。 また、「ハツ堀のしみず谷津」が、環境省の「自然共生サイト」に認定されたことを市公式ホームページや広報とみさとで周知し、市民意識の高揚を図りました。
		生涯学習課	市民ボランティアによる定期的な倒木の除去、下草刈を実施し、植物の自生地である中沢城址の遺構保全に努めました。

第3章 個別目標の進捗状況

個別目標1-(3) 動植物の保全と外来種対策の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
国・千葉県・関係団体と連携を図り、生態系における相互作用に配慮しながら、野生動植物の保護、生息・生育できる生物多様性の保全環境の確保に努めます。	1-(3)-3	環境課	千葉県自然保護課生物多様性センターからの情報収集に努めました。 野生動植物の保護、生息・生育できる生物多様性の保全環境の確保についての実施はありませんでした。今後の検討課題とします。
		生涯学習課	市民ボランティアと連携をとり、センダイタイゲキ及びカタクリの自生数や大和のフクジュソウなどの自生数の把握及び環境保全に努めました。
市域における外来種(特定外来生物)の生息状況の把握に努め、対策を行うための基礎的データの確保に努めます。	1-(3)-4	農政課	平成31年4月1日に設置した富里市鳥獣被害対策実施隊により、富里市鳥獣被害防止計画及び千葉県アライグマ防除実施計画、千葉県キョン防除実施計画に基づき、箱わな等による集中捕獲を実施しました。
		環境課	市民・団体からの情報提供や、生物多様性センターからの情報などにより、情報収集に努めました。
外来種(特定外来生物)の侵入や拡散を未然に防ぐために、市民、事業者に対して、外来種の問題について啓発を行うとともに、外来種被害予防三原則(「入れない」、「捨てない」、「拡げない」)の遵守を促します。	1-(3)-5	環境課	カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウの注意喚起チラシや、県生物多様性センターの機関紙などを窓口に掲示し、周知を図りました。
外来種(特定外来生物)の侵入によって既存の在来種の生態系に影響を及ぼしている、又は及ぼす恐れがある場合には、駆除に努めます。	1-(3)-6	農政課	平成31年4月1日に設置した富里市鳥獣被害対策実施隊により、富里市鳥獣被害防止計画及び千葉県アライグマ防除実施計画、千葉県キョン防除実施計画に基づき、箱わな等による集中捕獲を実施しました。
		環境課	カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウの注意喚起チラシを窓口に掲示するとともに、ナガエツルノゲイトウにおいて市内分布域における情報収集を行いました。

個別目標1-(3) 動植物の保全と外来種対策の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
サル、ハクビシン、イノシシ、カラスなどによる被害の軽減と拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、野生鳥獣による被害の防止対策事業を推進します。	1-(3)-7	農政課	平成31年4月1日に設置した富里市鳥獣被害対策実施隊により、富里市鳥獣被害防止計画及び千葉県アライグマ防除実施計画、千葉県キョン防除実施計画に基づき、箱わな等による集中捕獲や銃器によるカラス駆除を実施しました。また、イノシシの市内への侵入防止対策として、山武市域にて捕獲活動を実施しました。
		環境課	市街地でのイノシシの目撃情報はありませんでした。サルについては、2件目撃情報があったため防災メールや市公式ホームページにより市民への注意喚起を促しました。カラスについては、繁殖期のカラスに注意する旨を市広報紙6月号に掲載し注意喚起を促しました。

第3章 個別目標の進捗状況

環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち

個別目標2-(1) 市街地の緑化の推進

指標項目	現状値	中間目標値(R8)	目標値(R13)	実績値(R6)	状況	担当課
市内公園数 (累積)	122箇所	128箇所	133箇所	131箇所	◎	都市計画課
公園管理協定 締結公園数 (累積)	68件	74件	79件	66件	△	都市計画課
空地の適正管 理についての 周知(広報)	3回	3回	3回	2回	△	環境課

指標項目	番号	担当課	実施内容(R6)
市街地における公園、緑地の整備と充実に努めます。	2-(1)-1	都市計画課	富里市宅地開発指導要綱に基づき、住宅地の中に公園を確保しました。 3公園(獅子穴第21公園、南新木戸第3公園、獅子穴第22公園)
市民による維持管理の推進、また、公園づくりや改修の際は、市民参加を促進し意見を募ります。	2-(1)-2	都市計画課	管理協定に基づき、自治会等と協力し公園の草刈りや清掃などの維持管理を行うとともに、制度の周知に努めました。公園の改修工事等を進めるに当たり、地元自治会等の意見や提案を反映させるよう努めました。
公園の適正利用、美化清掃、事故防止等について普及啓発に努めます。	2-(1)-3	都市計画課	公園の適正利用、美化清掃、事故防止等について普及啓発のための看板を設置しました。
歴史公園内の緑地の整備を実施します。	2-(1)-4	生涯学習課 商工観光課	旧岩崎久彌末廣農場別邸公園内に、張芝【野芝】を行いました。 また、危険木の剪定や伐採、下草刈りなどを行いました。

個別目標 2 - (1) 市街地の緑化の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
緑地協定の締結により民有地の郷土種による緑化を推進します。	2-(1)-5	都市計画課	緑地協定に関わる制度等を検討しましたが制定には至りませんでした。
郷土種を用いた公共施設の緑化を推進します。	2-(1)-6	都市計画課	郷土種を用いた公共施設の緑化推進について検討しました。 また、宅地開発を伴う公園の新設については、気候・風土に合ったものを植えるよう指導しました。
土地所有者に対し、空き地の雑草等の除去を適正に行うように指導します。	2-(1)-7	環境課	富里市雑草の除去に関する条例に基づき、空地の雑草が繁茂し人の健康を害し、その他生活環境等に悪影響を与えている土地の所有者に対し、通知・訪問等により、雑草の除去を適正に行うよう依頼しました。また、そのような事態を招かないよう市広報紙と市公式ホームページにて、空地の管理を適正に行うように周知しました。(依頼件数:54件、除草報告:0件、除革命令:0件、代行0件)

個別目標 2 - (2) 河川や地下水の水質改善

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
高崎川河川 BOD 濃度(各年)	5.6mg/L	5mg/L 以下	5mg/L 以下	3.8mg/L <sup>*</sup>	◎	環境課
根本名川河川 BOD 濃度(各年)	2.8mg/L	3mg/L 以下を維持	3mg/L 以下を維持	1.9mg/L <sup>*</sup>	◎	環境課
木戸川河川 BOD 濃度(各年)	10.9mg/L	2mg/L 以下	2mg/L 以下	14.4mg/L <sup>*</sup>	△	環境課
公共下水道整備率	46.3%	48%	50%	63.7%	◎	上下水道課
小型合併処理浄化槽設置補助基数 (各年)	29 基	35 基	40 基	12 基	△	環境課
生活排水対策の意識啓発	1 回	1 回	1 回	1 回	○	環境課
公共下水道普及率	65.8%	68%	70%	67.1%	○	上下水道課

※各河川における水質検査結果（令和6年7月及び令和7年2月）の平均値（算出後小数点第2位以下切捨て）。河川の水質検査結果数値等は7～9ページ、水質調査地点は10ページを参照。

個別目標 2 - (2) 河川や地下水の水質改善

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
公共下水道整備事業を計画的に推進し、整備区域外における合併処理浄化槽の更なる普及と、汲み取り便所や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替えを促進します。	2-(2)-1	上下水道課	木戸前地区 VUΦ200 151.8m、南平台地区 212m、七栄地区 VUΦ200 89.6m、美沢地区 PE Φ100 216.2m と VUΦ200 5.1m の整備工事を行いました。
		環境課	小型合併処理浄化槽に設置替える個人に対して補助金を交付しました。 単独処理浄化槽 10 基、くみ取り便槽 1 基、合計 12 基、補助金額 10,654,000 円
河川の水質を常時監視することにより、河川ごとの汚濁状況を把握し、谷津の不耕作水田がもつ水質浄化機能の活用など必要な対策を推進します。	2-(2)-2	環境課	高崎川 4 地点、根木名川 2 地点、木戸川 2 地点、江川 1 地点のそれぞれで年 2 回(7 月、3 月)の水質調査を行いました。
生活排水対策について意識啓発を図ります。	2-(2)-3	環境課	環境課窓口及び環境フェア等のイベントで関係機関作成の生活排水対策の啓発物資を配布し、意識啓発を図りました。
基準値を超えている事業者に対して千葉県と協力して適切な指導を行います。	2-(2)-4	上下水道課	下水道法施行令に基づき、市内 21 箇所の特定事業場における水質検査を年 4 回(7 月、9 月、11 月、2 月上旬)に分けて実施しました。そのうち、3 箇所の特定事業場は基準値を超えていたため、水質改善を図るように指導を行い、再検査を 2 月下旬に実施しました。
地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めます。	2-(2)-5	環境課	市内 2 地区(中沢地区、十倉地区)における地下水の汚染状況を把握するための水質調査等を実施しました。中沢地区については令和 7 年 1 月に調査を実施し、民家井 8 地点、観測井 3 地点の計 11 地点の水質検査及び民家井 10 地点、観測井 3 地点の計 13 地点の地下水位の測定を行いました(重複地点 9 地点)。また、十倉地区については令和 6 年 8 月、令和 6 年 12 月、令和 7 年 1 月の計 3 回調査を実施し、民家井 10 地点、事業所 1 地点、観測井 2 地点、旧洗心小学校、計 14 地点の水質検査及び民家井 7 地点、観測井 2 地点、計 9 地点の地下水位の測定を行いました。

個別目標 2 - (2) 河川や地下水の水質改善

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
河川水質の維持・向上のため、関係機関との連携による保護活動などを実施します。	2-(2)-6	環境課	関係機関と連携し意識啓発を図っています。
硝酸性窒素等浄化機能のある家庭用浄水器の設置のための支援を行います。	2-(2)-7	環境課	居住する住宅の敷地に隣接する道路に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であり、当該地下水に含まれる硝酸性窒素等が環境基準に適合していない方に対し、浄水器の購入設置費の1/3(上限7万円)の補助を行いました。(令和6年度補助件数:3件)。

個別目標 2 - (3) 安定した水循環・土壌環境の確保

指標項目	現状値	中間目標値(R8)	目標値(R13)	実績値(R6)	状況	担当課
1人1日平均給水量(各年)	313ℓ/人・日	288ℓ/人・日	280ℓ/人・日	323ℓ/人・日	◎	上下水道課
浸透性舗装の整備延長	145m/年	150m/年	150m/年	168m/年	◎	建設課
印旛沼流域や木戸川水系などの水循環に関する活動への参画※1	会議体 4種類※2	新たな活動への参画	新たな活動への参画	会議体 4種類※3	△	環境課
湧水に依存した生物	ホタルの生息	維持向上	維持向上	維持向上	◎	環境課

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

※1 水循環に関する活動への参画を指標項目とするため、印旛沼流域や木戸川水系と記載しました。

※2※3 会議体4種類:公益財団法人印旛沼環境基金、印旛沼水質保全協議会、印旛沼水循環健全化会議、美しい木戸川を守る会とし、美しい木戸川を守る会を会議体に追加しました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
家庭での水道使用量の節減について情報提供し、啓発します。	2-(3)-1	上下水道課	市広報誌に「水道週間」、「水の日」に関する記事を掲載し、水資源の有限性や水の大切さ、節水について啓発を行いました。

## 個別目標 2-(3) 安定した水循環・土壌環境の確保

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
雨水浸透設備(透水性舗装、雨水浸透枳など)の整備に努めます。	2-(3)-2	建設課	透水性舗装による歩道の整備を行いました。 市道 01-006 号線(七栄地先)L=128m 市道 01-007 号線(七栄地先)L=40m
土砂等の埋立てによる汚染防止のため条例を徹底・指導します。	2-(3)-3	環境課	面積 500 m <sup>2</sup> 以上の土砂等の埋立て等の申請手続きを行っており、土質の届出は 9 件、土質の許可は 1 件、小規模埋立て事業許可 0 件でした。なお、3,000 m <sup>2</sup> 以上については、千葉県の手続きとなる。パトロールにより違反埋立て等の未然防止に努めました。
土壌汚染防止に関する情報提供を実施します。	2-(3)-4	環境課	土壌汚染対策法に基づく要措置区域について、市内に指定された区域がなかったため、未実施でした。
農薬等の適正使用の周知を図ります。	2-(3)-5	農政課	窓口でのパンフレット配布、農家組合長への回覧等により、農薬等適正使用について農業者への周知に努めました。
有害化学物質を使用する事業者に対し排出抑制を促進します。	2-(3)-6	環境課	有害化学物質の排出抑制を促す案件がなかったため、未実施でした。
有害化学物質濃度の情報を提供します。	2-(3)-7	環境課	有害化学物質濃度の情報提供案件がなかったため、未実施でした。
印旛沼等の流域で行われる水循環保全に関する活動へ参画します。	2-(3)-8	環境課	印旛沼の流域で行われる水循環保全に関する会議に参画しています。
市内の湧水を保全し、健全な水環境を確保します。	2-(3)-9	環境課	地下水質の調査・把握を継続し、良質な地下水の保全に努めました。

個別目標2-(4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
大気環境（二酸化窒素・浮遊粒子状物質・二酸化硫黄）(各年)	環境基準達成	現状維持	現状維持	環境基準達成	◎	環境課
公害 苦情件数(各年)	96件	低減	低減	51件	◎	環境課
農業用プラスチック類の回収量	304.98t	現状維持	現状維持	272.48t	○	農政課
ペットの飼い方のマナーに関する啓発(市広報紙※) ※「市」を追記	1回	1回	1回	8回	◎	環境課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
光化学オキシダント発生等に関する情報収集や監視に努め、適切な広報、情報提供を推進します。	2-(4)-1	環境課	成田地域に光化学スモッグ注意報の発令が、2日ありました。 発令時に、防災無線・防災メールを使用し注意喚起のための周知を行いました。
基準値を超えている事業者に対して、千葉県と協力して適切な指導を行います。	2-(4)-2	環境課	騒音等の苦情を契機に発生源である事業所に対して近隣に配慮するよう指導しました。 (12件)
農業団体等の各種団体に対し、野外焼却(野焼き)防止について指導を行うよう協力を検討します。	2-(4)-3	環境課	野焼き行為を行った市民・事業者に対し指導を行いました。(指導件数:27件) 野焼きの行為の防止について、市公式ホームページや市広報紙により周知を図りました。
家畜の排せつ物や堆肥等による悪臭が著しい農家に対して適切な指導を行います。	2-(4)-4	農政課	臭気発生時に農家へ、周辺住民へ影響を与えないよう注意喚起を行いました。
航空機騒音に関して成田国際空港株式会社※や千葉県・周辺市町等と連携して対応します。※「国際」を追記	2-(4)-5	経営戦略課	対象施設の航空機騒音対策を実施しました。 ・教育施設電気料等補助事業 2箇所 ・共同利用施設維持管理事業 3箇所

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

## 個別目標2-(4) 大気汚染・騒音・振動・悪臭への対策の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
大気汚染緊急時において、光化学スモッグ注意報発令及びPM2.5高濃度注意喚起に加え、熱中症の注意喚起を目的とした熱中症警戒アラートにより、住民等への速やかな周知を行います。	2-(4)-6	環境課	光化学スモッグ注意報発令時(2日)は、防災無線・防災メールを使用し注意喚起を行いました。
農業用廃プラスチック類の適切な処理を促進します。	2-(4)-7	農政課	農業用廃プラスチック類の適切な処理について周知をするとともに、補助金の拡充をし、適切な処理の促進を図りました。
農薬等の使用済み容器の適正処理を促進します。	2-(4)-8	農政課	農業者に対して使用済み容器の適切な処理について周知に努めました。
家庭生活や事業活動の影響により公害が生じ、周囲に迷惑を及ぼさないよう住民・事業者一人ひとりの意識の高揚を図ります。	2-(4)-9	環境課	苦情の都度に現地確認を行い、原因者に対して近隣に配慮するよう指導し、意識啓発を行いました(51件)。
ペットのふんの処理や飼い方のマナーに関する意識啓発を図ります。	2-(4)-10	環境課	ペットの散歩中のフンを放置しないよう促すための看板を作成し、希望する市民へ配布しました。また、ペットの正しい飼い方や飼い主の義務等について市広報誌へ掲載しました。
放射線に関する測定等は必要に応じて実施し、その結果について公表をします。また、情報提供についても、国・県と連携し実施します。	2-(4)-11	環境課	大気の空間放射線量測定は平成30年度で終了し、国、県と連携して行う、走行車両からの大気のモニタリング調査(走行サーベイ)は、平成29年度で事業を終了したため、未実施でした。
これまで発見されてきた物質とは異なる、人体等に影響のある有害化学物質が発見された場合には情報収集を行い、適切な広報、情報提供を推進します。	2-(4)-12	環境課	発見されてきた物質とは異なる、人体等に影響のある有害化学物質が発見されなかったため、未実施でした。

個別目標 2-(5) 景観・歴史・文化的遺産の保全

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
貴重な歴史文化資源を市の文化財として指定し保全を図ります。	2-(5)-1	商工観光課 生涯学習課	市史跡である旧岩崎久彌末廣農場別邸公園を整備し保全を図りました。その他市の自然に由来する文化財の保全状況の把握に努めました。 市の天然記念物である臥龍桜の調査をしたほか、自然に由来する文化財の保全状況の把握に努めました。
歴史文化資源を紹介する文化財巡りを開催します。	2-(5)-2	生涯学習課	旧岩崎家末廣別邸の解説付ガイドを行った他、主屋修復工事の現場見学会や主屋内部見学会を4回行いました。東屋では7回お茶会を開催しました。 市指定文化財中沢城址、昌福寺、妙見神社をめぐる歴史散歩を行いました。
地域の景観に配慮した公共施設の整備を進め、地域の景観形成に先導的役割を果たします。景観重点地区の指定による景観形成を促進します。	2-(5)-3	都市計画課	令和7年度の景観計画策定に向け、策定のための組織を設置するとともに、市民アンケートやワークショップを実施しました。また、景観計画骨子案の検討に着手しました。

環境目標3 資源を大切にすまち

個別目標3-(1) ごみの減量化の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
ごみの減量・リサイクル協力店(累積)	28件	増加	増加	29件	◎	環境課
1人1日当たりのごみ排出量(各年)	933.9g/人・日 (令和2年度)※1 928.4g/人・日	減少	減少	880.9g	○	環境課
プラスチックの排出量	161t	減少	減少	119t	◎	環境課

※1 環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

令和2年度の数値を記入しました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
ごみの減量・リサイクル協力店制度を推進します。	3-(1)-1	環境課	ごみの減量・リサイクル活動を積極的に実施する小売販売店をごみの減量・リサイクル協力店と認定することにより、消費者と店舗等の相互協力によるごみの減量・リサイクルの促進を図りました。
ごみの分別・資源化の徹底を図ります。	3-(1)-2	環境課	収集場所での紙類・布類の収集の促進を図りました。
グリーン購入の推進を図ります。	3-(1)-3	環境課	GPN(グリーン購入ネットワーク)の研修に参加するなどし、情報収集をしましたが、グリーン購入法の推進をするには至りませんでした。今後の検討課題とします。
		財政課	封筒等の購入についてグリーン購入法適合物品の購入を進めました。
ワンウェイプラスチックの削減を推進します。	3-(1)-4	環境課	ごみの減量・リサイクル協力店制度により、マイバッグの持参の推進等を行いました。
市民によるバザーやフリーマーケットの開催・参加を促進します。	3-(1)-5	環境課	環境フェア会場のスペースの関係上、中止したため、未実施でした。
廃棄物の循環型社会の構築のための施設整備を検討します。	3-(1)-6	環境課	不燃物処理施設の破砕機やホッパー、コンベアを修繕しました。

個別目標3-(2) 資源循環の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
集団資源回収数量(各年)	525,549 kg 507,954 kg※ (令和2年度)	減少	減少	322,679kg	○	環境課
生ごみ堆肥化容器購入補助件数(各年)	20件	増加	増加	13件	△	環境課

※環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

令和2年度の数値を記入しました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
製造、流通、販売、消費、廃棄などのライフサイクル全体で、廃棄物の排出抑制に向けた意識改革を推進するとともに、関係団体と連携し、徹底した資源循環の構築を国や関係業界などに対し要望していきます。	3-(2)-1	環境課	富里市ごみの減量リサイクル協力店の認定や、リネットジャパンリサイクル(株)との協定により、ごみの減量、資源循環の推進を行いました。
公園の樹木や街路樹の剪定枝のチップ化や堆肥化を推進します。	3-(2)-2	都市計画課	公園管理で出た剪定枝のチップ化、堆肥化について検討しました。
生ごみ処理容器購入費助成制度などによるコンポスト等を活用した堆肥化の普及拡大を図ります。	3-(2)-3	環境課	生ごみ堆肥化容器等を購入した者に対し、その購入費用の一部を助成しました。 (コンポスト:6件 密閉容器:0件 電気式:8件)
飲食店や学校給食、各家庭の生ごみを堆肥化し、有効活用を図るためリサイクルシステムを検討・実施します。	3-(2)-4	環境課	各家庭の生ごみの減量化のため、個人で生ごみ堆肥化容器等を購入したものに対し、その購入費用の一部を助成することにより、生ごみ堆肥化の普及を図り、有効活用することで生活環境の保全及び緑化を推進しました。
		学校教育課	R6年度も厨芥脱水機により排出するごみの減量化を行っているため未実施でした。
集団資源回収報奨金制度などによる資源物の徹底した分別を推進します。	3-(2)-5	環境課	子ども会やPTA等が行う資源回収運動及び酒八富再資源化事業協同組合に対し奨励金を交付しました。(登録団体数:76団体 資源回収量 251,323kg)

個別目標3-(3) 不法投棄の防止

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
不法投棄件数(各年)	69件	低減	低減	41件	○	環境課
アダプトプログラム参加 団体数	65団体	70団体	70団体	54団体	△	環境課
街角花いっぱいボラン ティアグループ数	7団体	7団体	7団体	7団体	◎	環境課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
不法投棄監視員などによる監視を継続し、また、市公式ホームページ※やSNS等を活用し、監視の目が行き届いていることをPRし、抑止効果を図ります。 ※「市公式」を追記	3-(3)-1	環境課	各小学校区に1人(富里南小学校区は3人)、合計9人の市から委嘱を受けた不法投棄監視員による不法投棄の監視を行い、不法投棄の防止・早期発見に努めました。(見回り延べ日数:434日、発見数33件) また、不法投棄防止の啓発を市広報紙、市公式ホームページにより周知しました。
これまでに不法投棄が行われた場所や状況についての情報を整理することにより、不法投棄が行われやすい場所の傾向等を把握し、対策の充実・未然防止に努めます。	3-(3)-2	環境課	不法投棄が行われやすい場所の傾向を把握し、不法投棄頻発区域に監視カメラ・不法投棄禁止看板(3か所)を設置し、不法投棄の防止に努めました。
ポイ捨て防止条例を啓発します。	3-(3)-3	環境課	市内各事業所にポイ捨て防止用ポスターの掲示依頼をし、啓発活動を行いました(374か所)。
アダプトプログラムを推進します。	3-(3)-4	環境課	道路の一定区間を、市民や事業者などがボランティアで清掃・美化活動を実施しました。また、清掃活動時に必要な道具(ゴミ袋、軍手など)を支給しました。 (団体数:54団体、登録人数:1,318人、活動総距離:83,175m)
花のある環境を作ることで、ポイ捨ての防止の意識啓発を図ります。	3-(3)-5	環境課	花の植栽事業として、主要幹線道路等に街角花いっぱいボランティアグループ等他1名の協力で花の植栽を行いました。 (主要幹線道路脇等:8か所)

環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち

個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
市(事務事業)の温室効果ガス排出量(各年)	3,943.9 t-CO <sub>2</sub> <del>3,470.9t-CO<sub>2</sub></del> (平成27年度)※1	3,000t-CO <sub>2</sub>	<del>2,255t-CO<sub>2</sub></del> 1,932t-CO <sub>2</sub> ※4	2915.7 t-CO <sub>2</sub>	○	環境課
市域の温室効果ガス排出量(各年)	381.8 千 t-CO <sub>2</sub> (令和元年度)※2	300 千 t-CO <sub>2</sub>	290 千 t-CO <sub>2</sub>	370 千 t-CO <sub>2</sub> (R4)	△	環境課
新たに植栽した公園数(各年)	3 箇所	1 箇所	1 箇所	3 箇所	◎	都市計画課
市内で作った農畜産物の生産額	<del>1,521 万円</del> 152.1 億円 (令和元年度)※3	増加	増加	158 億円	◎	農政課
市道01-007号線事業進捗率	41%	67%	100%	54%	△	建設課
歩道の整備延長	145m/年	150m/年	150m/年	168m/年	◎	建設課
住宅用省エネルギー設備設置補助件数	7 件(単年)	50 件 (累積)	100 件 (累積)	726 件(累積) 50 件(単年)	○	環境課
公共施設の新エネルギー導入件数	0 件	1 件		0 件	△	財政課
省エネルギー型の防犯灯設置基数(累計)	2,243 灯	2,400 灯	2,525 灯	2,376 灯	○	市民活動推進課
未利用材利用量(木材の再資源量)	418t	増加	増加	131t	△	環境課

※1 から※3 は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

※1 市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の基準年が平成27年度の数値のため、平成27年度の数値に合わせました。

※2 年度を追記しました。

※3 金額を修正・年度を記載しました。

※4 令和5年3月に改訂した事務事業編では、2030年度の目標を1,932 t-CO<sub>2</sub>としていることから、目標値も変更しました。

個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
市域の温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進します。	4-(1)-1	環境課	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました。
省エネルギー性能の高い製品への買換えや環境に配慮したサービスの利用、ライフスタイルの選択など、市民一人ひとりの行動を促します。	4-(1)-2	環境課	<p>家庭でのCO2削減および電力の強靱化のため、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金要綱を改訂し、補助金事業を行いました。</p> <p>令和6年度に千葉県が行った事業「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」「みんなのおうちに太陽光(太陽光パネル・蓄電池共同購入支援事業)」の広報活動を行いました。</p> <p>令和6年度から令和7年度にかけての事業として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を目的に、省エネ性能の高い、LED照明への買い替えを支援し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組も支援しました。</p>
電気自動車や天然ガス等エコカー(低公害車)自動車の普及を啓発します。	4-(1)-3	環境課	SDGsに掲げる持続可能な地域づくりを目指すことを目的に、Terra Charge(テラチャージ)株式会社と締結した協定に基づき、市内10箇所の公共施設に、20基の電気自動車充電スタンドを設置し、令和6年10月から運用開始し、電気自動車の普及啓発を行いました。
身近な緑化を推進するため、植樹や堆肥や緑肥などの有機物による土作りに努めます。	4-(1)-4	都市計画課	花苗事業の際、自治体等へ有機肥料を配布しました。
		環境課	各家庭の生ごみの減量化のため、個人で生ごみ堆肥化容器等を購入したものに對しその購入費用の一部を助成することにより、生ごみ堆肥化の普及を図り、有効活用することで生活環境の保全及び緑化を推進しました。
フードマイレージを意識し、地産地消を推進します。	4-(1)-5	健康推進課	昨年に引き続き、地区保健推進員協議会の協力により、富里産の野菜を使用したおすすめレシピを広報とみさと・市公式ホームページを通じて毎月連載で紹介しました。
		農政課	とみちゃん秋まつり産業まつり及びすいかWeekを実施し、富里市内で育った野菜や畜産物等を販売し、地産地消を推進しました。
		学校教育課	富里市は豊かな農産物に恵まれており、生鮮野菜類について地元産品を積極的に活用するよう努めました。また、米飯給食に使用する米については富里産コシヒカリを100%使用しました。

## 個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
森林の有する多目的機能が発揮できる森林へ再生を促進します。	4-(1)-6	環境課	市独自の森林再生プランに基づく森林環境整備により、所有者の負担を軽減するとともに、人家等に隣接する森林樹木の特殊伐採及び必要な作業路や積込み場所の整備について森林環境整備補助金 600,000 円を交付し、荒廃した森林が災害に強く多面的機能が発揮できる森林として再生に向けた整備を開始しました(2筆、計 0.53ha 伐採・植栽)。また、森林経営計画に基づく、保育下刈り作業に係る費用についても森林環境整備補助金 1,000,000 円を交付し、所有者の負担を軽減するとともに、森林環境の保全の推進を図りました(令和6年度補助件数:保育下刈り作業2件、4.18ha)。
公共交通機関の利用を促進するため、バス会社など関係機関と連携を図り、機能の強化・充実を総合的に検討します。	4-(1)-7	経営戦略課	市内公共交通の利用促進を図るため、包括連携協定を締結している日本大学理工学部交通システム工学科の学生と連携し、富里市公共交通マップ(まるっと富里)を制作しました。 完成後、有料広告を活用し、無償で2,000部製本・印刷し、市内公共施設や商業施設に配架しました。
渋滞の緩和に向けた道路整備を推進します。	4-(1)-8	建設課	市道 01-006 号線、市道 01-007 号線において道路整備に向けた用地取得を実施しました。
歩行者等が利用しやすい道路環境の整備に努めます。	4-(1)-9	建設課	道路改良事業における歩道の整備を行いました。 市道 01-006 号線(七栄地先)L=128m 市道 01-007 号線(七栄地先)L=40m
商工団体等と連携を図り、市内事業所の省エネルギー技術分野などへ進出するための支援に努めます。	4-(1)-10	環境課	国・県・市の補助金事業について、情報提供しました。
公用車の更新時に次世代自動車の計画的な導入に努めます。	4-(1)-11	財政課	公用車の更新に際して、電気自動車を導入しました。

## 個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進(緩和策)

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
省エネルギー性能の高い設備・機器の普及に向けて、市民や事業者への情報提供や助言などに努めます。	4-(1)-12	環境課	家庭でのCO2削減および電力の強靱化のため、富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金要綱を改訂し、補助金事業を行いました。 令和6年度に千葉県が行った事業「ちば省エネ家電購入応援キャンペーン」「みんなのおうちに太陽光(太陽光パネル・蓄電池共同購入支援事業)」の広報活動を行いました。 令和6年度から令和7年度にかけての事業として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減を目的に、省エネ性能の高い、LED照明への買い替えを支援し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組も支援しました。
公共施設に新エネルギーの導入を検討し、また、施設管理においては省エネ法に基づいた管理を推進します。	4-(1)-13	財政課	公共施設への新たな導入はありませんが、太陽光発電設備による電力を継続して利用しています。また、省エネ法に基づく管理については、市役所本庁舎及び分庁舎において照明のLED化を推進しました。
建屋などへの住宅用省エネルギー設備の導入を推進します。	4-(1)-14	環境課	引き続き、電気自動車やV2H、住宅用省エネルギー設備などの導入を推進し、「富里市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」を交付しました。(定置用リチウムイオン蓄電池システム38件、窓の断熱改修8件、電気自動車【太陽光併設】2件、プラグインハイブリッド自動車【太陽光併設】1件、V2H充放電設備1件)
省エネルギー型の防犯灯の導入を支援します。	4-(1)-15	市民活動推進課	富里市防犯灯設置等補助金交付要綱により、市内自治会等で地域住民の福祉向上を目的とした団体に対し、84灯の省エネルギー型防犯灯(LED)の設置の支援を行いました。
森林再生プランに基づく、森林整備で発生した未利用材を木質バイオマスとして利用することを推進します。	4-(1)-16	環境課	令和6年度に実施した市独自の森林再生プランに基づく森林環境整備により発生した未利用材131tを木質バイオマス(発電用バイオマス)として利用しました。
省エネルギー、新エネルギーに関する情報提供を図ります。	4-(1)-17	環境課	県や環境団体の啓発資料を、環境課窓口に掲示しました。
合同会社とみさとエナジーの供給電力源を自然エネルギーへの転換について検討していきます。	4-(1)-18	経営戦略課	電力供給事業者の契約期間更新に合わせ、グリーンエネルギーの導入について関係機関との検討を進めています。

個別目標4-(1) 地球温暖化防止対策の推進（緩和策）

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
適正なフロンの回収のため、市民や事業者に対する情報提供及び普及啓発を推進します。	4-(1)-19	環境課	フロンを使用するエアコンや除湿器の処分について、適正な処分方法を案内しました。

個別目標4-(2) 気候変動への対応の推進（適応策）

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
土砂災害防災訓練と自主防災組織防災訓練の回数(各年)	1回	7回	7回	5回	○	防災課
富里市防災・防犯メール登録者数	7,663件	8,500件	8,500件	8,014件	○	防災課
感染症媒介生物の発生源対策の市広報誌※掲載 ※「市」を追記	—	1回	1回	1回	◎	環境課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
予測困難な集中豪雨による被害の軽減に向けて富里市防災マップ(洪水・土砂災害)の周知、市民の防災意識の向上に取り組めます。	4-(2)-1	防災課	防災マップをより身近なものとするため、デジタル化を検討しました。 実現に向けて取り組んでいきます。
避難情報等の伝達体制の推進や自主防災組織の活動推進など風水害による被害を最小限に留めるための体制を強化します。	4-(2)-2	防災課	防災行政無線、防災・防犯メール、LINE等を活用し、迅速に情報伝達ができるよう努めました。 多メディア一斉配信システムを導入しました。 自主防災組織についても補助制度を活用し支援を実施しています。
高温化に対応した農作物の栽培方法や品種の情報提供を行います。	4-(2)-3	農政課	県・農協等連携し、農林業センター試験圃場にて、台木試験・土づくり試験を行い、その結果を各生産者に情報提供しました。

個別目標4-(2) 気候変動への対応の推進(適応策)

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
<p>熱中症の発生を抑制するため、市公式ホームページ※や防災無線等を活用した注意喚起や熱中症情報を迅速に行うとともに、関係機関等を通じて高齢者等に対する見守り、声掛け活動の強化を推進します。</p> <p>※「公式」を追記</p>	4-(2)-4	環境課	<p>千葉県内で熱中症警戒アラートが発せられた際は、当日朝9時に防災・防犯メールと防災行政無線で注意喚起を行いました。</p> <p>クーリングシェルターの開設と周知を行いました。</p> <p>注意喚起の啓発資料を市公式ホームページ、デジタルサイネージに掲載しました。</p> <p>高齢者福祉課では、高齢者見守り訪問で熱中症予防の声かけを行い、協定を結んでいる大塚製薬㈱のチラシを使用しました。</p>
		健康推進課	<p>熱中症の原理や熱中症にならないための対策を市公式ホームページにおいて予防啓発しました。</p>
<p>感染症媒介生物(蚊等)の発生源対策について、啓発します。</p>	4-(2)-5	環境課	<p>蚊は感染症媒介生物であることから、引き続き発生の抑制について、市広報紙6月号及び市公式ホームページに掲載し啓発を図りました。</p>
<p>気候変動による市域への影響や対策について情報提供を行うなど、気候変動適応の考え方の周知を図ります。</p>	4-(2)-6	環境課	<p>R7.3月に、「富里市気候変動適応基本方針」を基に、「気候変動適応基本計画」を内包した「富里市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。</p>
<p>気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力の強化など、気候変動に関する情報を収集し、対策等を啓発・周知します。</p>	4-(2)-7	環境課	<p>R7.3月に、「富里市気候変動適応基本方針」を基に、「気候変動適応基本計画」を内包した「富里市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。</p>
		防災課	<p>熱中症警戒アラートを滞りなく防災行政無線、防災・防犯メールを活用し周知しました。</p>

## 環境目標5 みんなで取り組むまち

## 個別目標5-(1) 市民・事業者の環境保全活動支援

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
ゴミゼロ運動やナイナイキャンペーン及び事業者の美化活動実施日数	1日	継続	継続	継続	◎	環境課
自治会や各種団体の清掃活動等への補助実績	ごみ袋・トング等の配布	継続	継続	継続	◎	環境課
花苗の植栽をした公園数	28箇所	継続	継続	25箇所	○	環境課※ 都市計画課

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

担当課を変更しました。

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
ゴミゼロ運動やポイ捨てナイナイキャンペーンを支援します。	5-(1)-1	環境課	5月26日(日)実施しました。 (可燃回収量:2,380kg/不燃回収量:2,340kg/合計4,720kg) 「ポイ捨てナイナイキャンペーン」と称して、市内の事業所・公共施設等に環境美化のポスターを配布しました。(460カ所配布)
自治会や各種団体による清掃活動を支援します。	5-(1)-2	環境課	地域の美化活動に利用していただくため、各自治会に世帯数分のゴミゼロ用のごみ袋を配布しました。(10,781世帯配布)
事業者による美化活動の促進を図ります。	5-(1)-3	環境課	アダプトプログラムに登録のある事業者に対して活動時必要な道具(ごみ袋、軍手、トング、活動用帽子など)を支給し、清掃活動を支援しました。
街中に花を植える活動を推進します。	5-(1)-4	環境課	「街角花いっぱいボランティアグループ」による、ごみのポイ捨て防止を目的とした花の植栽活動に対し、花苗の購入をし活動の推進を行いました。(植栽箇所:8箇所)
環境美化推進員制度を活用し環境美化への啓発活動を推進します。	5-(1)-5	環境課	環境美化推進員に市内のごみのポイ捨て防止パトロールを実施しました。(推進員数:77名)
環境保全活動に関する表彰制度を検討します。	5-(1)-6	環境課	市独自の表彰制度設置には至りませんでした。他の表彰推薦依頼には、積極的に推薦しました。

個別目標 5-(2) 環境教育・環境学習の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
環境学習実施回数(各年)	0回	3回	3回以上	0回	△	環境課
環境学習を実施している学校数	全校※	全校※	全校※	全校※	◎	学校教育課
ビオトープ設置校数	2校	7校	全校※	6校	○	学校教育課

※小学校7校・中学校3校

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
こどもエコクラブの活動を支援します。	5-(2)-1	環境課	こどもエコクラブの事務局になることを検討しましたが、設置まで至りませんでした。
学校での体験的な環境学習を支援します。	5-(2)-2	学校教育課	市内各小中学校で生活科、理科、総合的な学習の時間等で環境教育を実施しました。
学校ビオトープの活用を図るため、学校教育の中に取り入れるよう推進します。	5-(2)-3	学校教育課	各学校に教育での活用を推進し、授業時間だけでなく、休み時間にも生き物と親しむ姿が見られました。
体験型の環境学習を開催します。	5-(2)-4	生涯学習課	とみっこ大学において別邸での体験学習の際に畑の体験作業を実施しました。
環境講座や自然観察会などの環境について学ぶ機会を提供します。	5-(2)-5	環境課	千葉県主催のユーチューブによる公開講座案内など、環境学習について情報があった時は、環境課窓口や庁内各種窓口にチラシ設置し、広報しました。
市内に生息する動植物の調査を実施します。	5-(2)-6	環境課	令和6年度は、動植物調査は実施ませんでした。環境基本計画の計画策定の際に、調査を実施しています。
自然観察会の実施を推進します。	5-(2)-7	生涯学習課 商工観光課	旧岩崎久彌末廣農場別邸公園内の「久彌の畑」において、富里小学校児童300名を対象にマリーゴールドの定植体験を実施しました。また、七栄小学校児童35人を対象にヒマワリと落花生の定植体験を実施しました。

個別目標5-(3) 協働による環境活動の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
谷津や田んぼ等の生き物の調査実施回数	0回	2回	2回	0回	△	環境課
環境学習等育成講習会	0回	2回	2回	0回	△	環境課
環境学習会実施回数(再掲)	0回	3回	3回以上	5回	◎	商工観光課
				2回	○	農政課
市民活動サポートセンター登録団体数(環境保全)	7団体	現状維持	現状維持	9団体	○	環境課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
市民と協働で谷津や水田等の生き物の調査を行い、環境への意識啓発を図ります。	5-(3)-1	環境課	市内のNPO法人等の活動と、協働により、行いました。
自然環境の環境学習を推進するため、指導者を育成します。	5-(3)-2	環境課	指導者の育成は実施しませんでした。
体験型環境学習、歴史文化資源と農業体験を盛り込んだエコツーリズムを推進します。	5-(3)-3	商工観光課	令和6年度は、本市の特産物である「すいか」を活用し、農家とのふれあいと農業体験を通じて富里市へ来訪する機会を増やす「富里スイカオーナー制度」を実施しました。 エコツーリズムについては、旧岩崎久彌末廣農場別邸公園内の「久彌の畑」で野菜の収穫体験を実施しました。
		農政課	市内小学校の3年生を対象に、本市の特産品である「すいか」の栽培や「ニンジン」の収穫体験を通じて、農業の面白さ、難しさ、収穫の喜びを感じてもらえるよう、生産者、JA富里市によるニンジンの作り方及び栄養士による「食農教育」を実施しました。
市民の自然保護活動を促進するための支援を行います。	5-(3)-4	環境課	市内のNPO法人等の活動について、サポートセンターの広報等で周知しました。 また、環境省の「自然共生サイト」に、「ハツ堀のしみず谷津」の認定申請手続きを支援しました。

個別目標5-(3) 協働による環境活動の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
環境活動の更なる拡大を図るため、市民団体や事業者に対し、環境保全活動の組織づくりや自主的な活動を支援するとともに、グループ間の交流を促進します。	5-(3)-5	環境課	環境ネットワーク会議を年1回開催し、市民団体や事業者の交流を促しました。

個別目標5-(4) 環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進

指標項目	現状値	中間目標値 (R8)	目標値 (R13)	実績値 (R6)	状況	担当課
富里市による環境情報の収集と発信を期待する人(市民アンケート)	45.70%	検討	検討	1回	○	環境課
環境白書・年次報告等の公表(各年)	1回	現状維持	現状維持	1回	○	環境課
環境美化ポスター展の開催(各年)	1回	現状維持	現状維持	開催 (1回)	◎	環境課
懇話会開催回数	1回	現状維持	現状維持	0回	△	環境課

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
市広報紙や市公式ホームページ※での情報発信に際して、分かりやすいレイアウト作りや情報収集しやすい構成に努めます。 ※「広報誌や公式ホームページ」を「市広報紙や市公式ホームページ」に変更しました。	5-(4)-1	広報情報課	市広報紙については、表や画像の挿入、色の使い方、レイアウト等の工夫に努め、ごみの出し方や資源回収運動など、環境に関する情報を分かりやすく掲載しました。 市公式ホームページについては、ごみの出し方やごみの減量化・リサイクルなど、環境に関するすべてのコンテンツを市民等が情報収集しやすい構成で公開しました(スマホ版・ごみの分別収集日程表を令和3年度から運用中)。
		環境課	環境に関する広報について、広報情報課と連携を図りながら、わかりやすさ・情報収集しやすい構成に努めました。

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

個別目標 5-(4) 環境に関する情報の発信とネットワーク化の推進

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
富里市の環境白書を作成し、分かりやすい環境情報を提供できるよう努めます。	5-(4)-2	環境課	令和6年版環境基本計画年次報告書を作成・公表しました。
環境美化ポスター展などの啓発事業を推進します。	5-(4)-3	環境課	第42回富里市環境美化ポスター展 134点の応募があり、入選作品20点を選定、さらにその中から最優秀賞、会長賞、特選2点を選定しました。 入選作品20点は7/10から8/2まで末廣農場飲食施設にて展示を行いました。 最優秀賞等の4作品は7/31市長室にて表彰式を行いました。
様々な立場の人が参画し、環境基本計画の進行管理や市民への啓発活動を行う懇話会を開催します。※	5-(4)-4	環境課	懇話会の開催は行いませんでした。今後も、必要に応じ開催出来るよう努めます。
環境マネジメントシステムに関する情報を提供します。	5-(4)-5	環境課	令和6年版環境基本計画年次報告書を作成・公表しました。
市民や事業者に対し環境保全を実施している団体やNPOに関する情報を提供します。	5-(4)-6	環境課	適宜市民活動推進課と連携を行い、情報提供に努めました。
		市民活動推進課	市民活動サポートセンター内に団体が作成したチラシ等を掲示・配架したほか、公式SNSや市広報紙等で団体等の活動状況やイベント情報を紹介しました。また、団体自身が活動を紹介する機会として、市民活動フェスタを開催し、市民等に情報の提供を行いました。

※は、環境基本計画の数値または文言を、変更または加筆したところです。

「懇話会を設置」ではなく「懇話会を開催」に修正しました。

個別目標 5-(5) 子どもたちの目線

環境施策	番号	担当課	実施内容(R6)
自然環境の保護再生	5-(5)-1	環境課	令和6年度は、中学生アンケートの実施には至りませんでした。
ごみのポイ捨て禁止	5-(5)-2	環境課	令和6年度は、中学生アンケートの実施には至りませんでした。
空き地の雑草除去	5-(5)-3	環境課	令和6年度は、中学生アンケートの実施には至りませんでした。

## 参考資料（用語解説）

あ	
アダプトプログラム	アダプト（adopt）とは英語で「養子縁組」のことで、行政と市民が二人三脚で協力し合って進める清掃活動。ボランティア市民が「里親」になり、一定区画の公共区間を自らの「養子」とみなして活動します。清掃を中心として、花などで養子の区画を飾ることもよく行われます。アダプトプログラムへの参加は、それを通じて、まちの美化について学び、主体性をもって活動する誇りを体感し、地域社会も貢献する一員としての自覚の醸成に役立つと期待されています。
エコカー（低公害車）	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のことで、電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス自動車、圧縮空気車、ハイブリッド自動車などをいいます。
エコツーリズム	地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組みのことで、観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられています。
NPO	（Non Profit Organization）ある目標のもとに社会的な事業を展開する、市民などからなる非営利組織のことで、
オゾン層	地球の成層圏に存在する比較的オゾン濃度の高い層で、太陽光に含まれる有害な紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を守る役割を果たしています。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの光（赤外線）によって温められた地表面から放射される熱を吸収して封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。
か	
環境基準	環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。
環境マネジメントシステム	組織が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）をたてて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組みのことです。
学校ビオトープ	できるだけ自然な状態で多様な生物が生息できるように、密度の高い生態系を復元した生物生息空間（ビオトープ）を学校内に作ることで、池や石積み、草原、堆肥置場など多様な空間構成を図ります。

合併処理浄化槽	し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。小型合併処理浄化槽とは、一般的に 5 人槽～50 人槽を示します。高度処理型合併処理浄化槽とは、通常の合併処理浄化槽よりも BOD が低減できるほか、窒素、リンも処理できるものです。
外来種	国外や国内の他地域から人為的に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育をすることとなる生物種です。自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。
化石燃料	地殻中に埋蔵され、燃料として使用される天然資源のこと。一般には石炭、石油、天然ガスを指します。
揮発性有機化合物	常温・常圧で空气中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶けると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。
郷土種	ある地域に本来的に生育する植物種。開発等による改変部に植生を復元させる際、郷土種を利用することによって、早期に周辺と同質の環境を復元させることができる。（富里市の郷土種例：コナラ・シラカシ。マット植物として利用可能な千葉県の郷土種例：ケスゲ・ユキノシタ）資料：富里の植物 1993・折目庸雄、平成 26 年度試験研究成果普及情報課題一覧「マット植物として利用可能な千葉県の郷土種」・千葉県ホームページ
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境負荷の少ない商品やサービスを優先して購入することです。省エネを意識した家電製品、低公害車、再生品、詰め替え品などの環境配慮型の製品が該当します。
グリーンツーリズム	都市の住民が、農山漁村の自然、文化、人々との交流を楽しむための滞在型の旅行形態のことをいいます。
公害	環境基本法では「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」と定義されています。この 7 公害を通常「典型七公害」と呼んでいます。
光化学オキシダント 光化学スモッグ	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が、紫外線により光化学反応を起こし生成されるオゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどを主体とする酸化性物質の総称です。粘膜への刺激、呼吸への影響といった人の健康のほか、農作物など植物へも被害を与えます。大気汚染に係る環境基準において「1 時間値が 0.06 ppm 以下であること」とされています。 光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグといいます。
こどもエコクラブ	環境省では、平成 7 年から地域において環境保全に関する活動を行う数人～20 人程度の小・中学生のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、様々な活動のための支援を行っています。 子どもたちが地域の中で楽しみながら環境に関する学習や活動を行う事業です。
公共下水道	地方公共団体が管理する下水道で、生活や事業活動に起因した排水、又は雨水を処理する施設です。終末処理場を有するものと流域下水道に接続するものとがあります。

さ	
自然エネルギー	自然現象としてのエネルギーを取り出して利用するエネルギーで、いわゆる新エネルギーに含まれます。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力、バイオマス、潮力、地熱、温度差などから取り出すエネルギー利用のことです。
硝酸性窒素等	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を示し、肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたものです。水道水では、水質基準が設けられ基準は 10mg/L 以下となっています。地下水や河川などにも 10mg/L 以下の環境基準が設けられています。
新エネルギー	技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものです。具体的には、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電や、太陽熱、雪氷熱利用が該当します。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。例えば雨水の地中涵養や生活用水への利用、生ごみの堆肥化、古紙や缶のリサイクルなど、資源循環のしくみや設備を備えたり、大気循環を促す風の通り道や緑地の配置に配慮した都市構造をもつ社会をいいます。
次世代自動車	ガソリン以外の燃料や新型エンジンを導入し、二酸化炭素や有害ガスなどの排出量が少ない環境に配慮した自動車の総称。電気自動車やハイブリッド車、燃料電池車などが含まれる。
生物化学的酸素要求量 Biochemical Oxygen Demand (BOD)	水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。
生物多様性	地球上の生物は、約 40 億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持するうえで重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。
生活雑排水	家庭からの排水のうち、し尿以外の排水のことをいいます。炊事、洗濯、入浴等により排出される水のことです。
生態系	ある一定地域内で生息・生育している生物群集と、それを取り巻く無機的環境要因（光、温度、水、土壌など）を、相互に密接な関係を持つ一つのまとまりとしてとらえたものです。
た	
単独処理浄化槽	し尿を処理する浄化槽。浄化槽法の改正により（平成 13 年度施行）新たな設置は認められていません。
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾフラン（135 種類）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（75 種類）、コプラナー PCB（十数種類）の総称と定義されています。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つとされています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。
太陽光発電	半導体素子により、太陽光エネルギーを電気に変換するものです。再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な導入可能量が多いのが特徴です。

地球温暖化	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの光(赤外線)によって温められた地表面から放射される熱を吸収して封じ込め、地表を暖める働きがあります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。
地産地消	地元生産、地元消費の略語で、地元で生産されたものを地元で消費するということです。地域の農業と関連産業の活性化により、農地及び森林の保全が期待されます。また、輸送による二酸化炭素の排出も減らすことができます。
窒素酸化物	物の燃焼によって発生する窒素の酸化物の総称です。
新デマンド交通	停留所とダイヤを設定し、予約があった場合に運行する完全予約型の乗合運行。路線バスやタクシーなど既存の公共交通を補完する目的で、市内全域及び一部市外を運行します。
特定外来生物	外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれのあるものの中から指定されています。生きているものに限られ、卵、種子、器官なども含まれます。
都市公園	都市公園法に基づき、国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権原を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物です。住民の利用に供する身近なものから広域的な利用に供するものまで、様々な規模、種類のものがあります。
な	
二酸化硫黄	石油や石炭などの硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生します。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、四日市ぜんそくなどの原因となったことで知られています。
二酸化窒素	物の燃焼によって発生します。呼吸器系の疾患の原因となっています。
は	
バイオマス	バイオ（生物資源）とマス（量）を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといいます。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残さ、木材などがあります。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径 10μm 以下のもので、代表的な大気汚染物質の一つです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。大気汚染に係る環境基準において「1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること」とされています。
フロン	フッ素を含む炭化水素の総称です。無害で安定した物質であるため、冷媒、洗浄剤、発泡剤などに使われますが、大気中に放出するとオゾン層の破壊や温暖化の原因となります。オゾン層を破壊する力の強い特定フロンは、現在では国際条約などでその製造や輸入が禁止されています。
フードマイレージ	食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標のこと（単位：t・km）。食料の供給構造を物量とその輸送距離により、食の安定供給・安全性

	の確保（トレーサビリティ）や、「食」と「農」の間の距離の計測、食料の輸入が地球環境に与える負荷を把握することができる。
放射線	放射性物質から出されるエネルギーで、放射性原子核から放出される電磁波や粒子のことです。原子核が放射線を放出して、より安定な原子核へと自発的に崩壊する性質を放射能といいます。
や	
有害化学物質	人の健康や生活環境に係る被害を生ずる恐れのある物質。人間の諸活動から発生する有害な化学物質は非常に種類が多く、例えば、カドミウム及びその化合物、水銀、六価クロム、人体への影響が心配されている環境ホルモン、化石燃料による二酸化窒素、二酸化硫黄など多種多様です。
ら	
リサイクル（再生利用）	廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）があります。
わ	
ワンウェイプラスチック	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもののことです。例として、プラスチック製のスプーン、フォーク、マドラー、ストロー、飲料カップ、レジ袋、ペットボトル、トレイ、パック等があります。

# とみさとの環境

令和7年版（令和6年度分）  
環境基本計画年次報告書

---

令和8年3月発行

発行 富里市

編集 富里市経済環境部環境課

〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1  
TEL0476-93-4945

---